

# 平成26年度特別研究会

## (第1回, 民事事件処理の充実)

講演及び意見交換「民事部の機能の活性化と部総括の在り方」

### 第2 意見交換

前橋地方裁判所長

(前最高裁判所事務総局民事局長)

永 野 厚 郎

平成26年11月

司法研修所

司法研修所では、平成26年度特別研究会(第1回, 民事事件処理の充実)を平成26年7月14日及び同月15日に実施した。

本資料は、平成26年7月14日に行われた前橋地方裁判所長(前最高裁判所事務総局民事局長)永野厚郎氏による講演及び意見交換「民事部の機能の活性化と部総括の在り方」における意見交換部分の内容を取りまとめたものである。

(意見交換)

1 民事裁判の課題をどのように考えるか。

- (1) 審理運営改善の必要性について、状況をどの程度深刻と見ているか。
- (2) 複雑困難事件における判断の質の向上について、現在の審理及び判決が、国民の期待に込えられているか。
- (3) 上記以外に課題として考えられるものがあるか。

【講師】

まず、審理運営改善の必要性についての皆さんの現状認識をお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(研究員)

その点については、相当地域差もあるのかなというふうには思っています。今の当庁の実情とすると、川の水は濁りつつあるけれども、まだ魚は十分すめて、飲める状態かなというふうには思っています。現行民訴ができる前後の議論というのは、当地でも相当浸透していたと思います。それは各地もそうだと思いますけれども、そういうノウハウを持った弁護士あるいは裁判官が、あえて文章にしたり言葉にしたりはしないのですけれども、ある程度エキスとして体にしみ込んでいて、それを通常どおりやっており、それでうまいこといつている。あるいは特にそのとおりやっていたら、何かそれにさらに屋上屋を重ねるような工夫をしなくてもできるというような一団がまだ、母数としては相当いるのではないかというふうに感じております。

ただ、若手弁護士がどんどん増えてきたときに、そういう共通認識というのがどんどん崩壊していくおそれは、やはり日々感じておまして、あれ、こういう訴訟活動するのだったかなというようなことが散見されてきているところはあるものですから、今後当時と同じことをやれというふうには思いませんけれども、当時と同じような機運というのも、ここで醸成しておかないと、来たるべきときにちょっとまた困った状況になるのではないか、そのような危機意識は、部でも話をしています。けれども、それは今から何か新しいことをしようというよりは、過去を振り返って、いろいろこういうことがあったんだということを、ある程度検証しながら未来につなげていくということが必要になってくるのではないかという話をしています。

(研究員)

当庁では、ベテランの弁護士が過去の財産を受け継いでこられていて、それを若い人に教える、相手方の若い弁護士に対しても、おまえ何をやっているのだと、こんなことをやったらだ

めだよというようなこともおっしゃっていただける弁護士もおられますので、そういうところではまだ承継されているというところが、弁護士にはあるのではないかなというふうに思っています。

ただ、それを上回るように、若手弁護士が増えてきていますので、それではなかなか防ぎ切れないことが今後起こってくるのではないかなと思います。当然若手同士で弁論をするものですから、裁判所も知らないとなると、三者が余り共通認識を持ってないということになってくるのではないかなと思います。

(研究員)

現在の民事裁判が課題を抱えているかどうかということにつきましては、裁判官によって、それを自覚している人と自覚していない人がいるのではないかなと思います。大体の裁判官は、自分に配てんされた事件を処理していれば、全て済むというふうな考えがどうもあったような気がするのです。それで、例えば、今まで当庁では審理運営改善がうまくいっているというイメージがあって、今までどおりやっていたら、それでいいのだという人が多かったのではないかなと思います。

ところがよく統計を調べてみると、今まで当庁は成績優秀であったと思い込んでいたのに、今、非常に長期未済事件が増えてしまっている。やはりこれは現在自分たちの事件処理がどのようになされているのか、適正になされているのかということを中心に振り返らずに、ただ与えられた事件だけを処理していればいいといった感覚が招いた結果ではないかなというふうな気がしております。

民事裁判というのは、確かに紛争を解決するものではありませんけれども、税金を使って国民に対して司法サービスを提供するものですから、やはり利用者が満足するような解決、サービスを提供するにはどうすればいいかという、そういう視点を忘れてはならないのではないかなと思うのです。それがどうも今まで単に自分のところに配てんされた事件さえきちんと処理していれば、それで済む、そういう見方が強かったのかなという気はしております。

(研究員)

私は日々の事件処理を通じて徐々にやっばり川の濁りというのが増してきているのかなと実感しています。というのは、判断するのに難しい事件、判決あるいは和解という形で処理しても、本当にこれでよかったのかなと思わざるを得ないようなものが徐々に増えてきているのではないかなと思うわけですね。

マスコミの報道あるいは地裁委員会等での発言等を見ても、裁判所の判断、解決方法に向け

での周りの目といいますか、国民の司法に対する期待が、昔よりも随分高まっているのを感じています。そういう意味からすると、質の高い判断を求めるニーズがかつてよりも常に高まっている。

弁護士も非常に数は増えましたけれども、目の肥えた弁護士の批判というのは、かなり痛烈なものがありますので、そういったものを見るにつけ、本当にこの解決でよかったのだろうか、こう思うような事件が増えてきている。マスコミの見方も徐々に厳しくなっている。

そういう意味で、今のままで本当に大丈夫なのだろうか、この先、将来、裁判所の判断、今までどおりのことをやっているといいのだろうか、こういう思いが増えましたね。他方で陪席から上がってくる判決を見ていると、何か物足りなさを感じる場面が多いものですから、しっかりといろんな技法を、できる限りのことを承継させていかないと将来不安だなど、こういう思いを持つのです。

部総括自身がそれほど自信がないなどと言っている場合じゃないと思うんですよね。少し自分のことをやや棚に上げてやはり部総括として言っていかなければいけないという場面というのはあるかと思うんですね、立場として。そういったところも加味して、なかなか部総括というのは難しい役割だなというふうに思いながら日々やっているようなところがあります。

(研究員)

裁判官サイドだけでいえば、まずは右陪席クラスが単独事件は初めてということですか、経験があるけれども、単身赴任で来ているので、余り無理をしたくないというふうな陪席もいます。そうしますと、とりあえず事件数を増やさなければいいという感覚で事件処理をしていて、判断の内容、質の向上については意識を余り高く持っていないような感じもいたします。

同じく弁護士会のほうも、先日弁護士会と争点整理について協議会をしたのですが、弁護士会のほうが余り問題意識を持っていない。ただやるとすれば裁判所が主導的にやってくださいということで、弁護士会も一緒に相談して争点整理を活性化しようという意識が薄い、そういうような感じがいたしております。

そうすると最終的に、一部の難しい事件について何とかしたいという思いを持っている者が気持ちの上で焦っているだけということで、なかなか浸透しないというか、そういう状況でございます。

(研究員)

弁護士次第というところがありまして、きちっとやる弁護士はきちっとやっていますし、裁判所が言ってもやらない弁護士はやらないという状況で、それは若手の弁護士が増えてはいる

のですけれども、若手弁護士に見られる傾向というよりは、従前からやらない人は全然やらないという感じの方もおりますが、最近乱れているというような印象を持っておりません。

【講師】

判断の質を高めるという、この部分について、果たして国民の期待に応えられているかどうかという辺りについてはどうですか。

(研究員)

当庁の管内の弁護士会を見ていますと、そもそも高いレベルまで行ったものが下がっているわけではなくて、現行民訴法施行当初の運用改善の努力にもかかわらず上がり切っていない者はそのまま現状維持しているという形だろうと思うのですが、インプットとアウトプットの関係からしますと、事件処理はできていますから、数値上の問題が大きく出ているわけではないです。ただ、問題意識として非常に危機感を感じているのは、全体の民事の事件数が減っている状況があるのですが、社会的紛争が減っているという認識は私にはないですね。これはなぜかを考えたときに、弁護士のPR不足でも何でもなくて、要するに民事裁判自体に魅力がない、国民の目から見て魅力がないということにならないかということです。

もし弁護士が足りないから事件が増えていないのだとしたら、弁護士を増やした段階で事件は増えるはずなんです。現状は来ていないということは、ユーザー側から見て民事裁判をやる価値を余り感じない、それが審理の場面として充実していないことに起因するものではないかということは検討を要すると思うのです。

現場の裁判官の意識ですが、当庁の民事部のうちの1か部は、いわゆる執行事件と破産事件を担当していますので、支部長的感觉で統計を見るものですから、今言ったことが非常に気になります。また、家裁の部総括で調停事件の増加にも対応しているのでわかるのですが、社会的ニーズは多分あるのだと思うのですが、弁護士経由でそれを裁判所に持ち込むというところの魅力を感じるかという、感じないのです。

そういう意味で個々の裁判官に、自分の法廷がやってよかったと言われる裁判かどうか見直したらどうですかというモチベーション、これがあると非常についてきやすい形になろうかと思えます。

うちで議論している中で出ているのは、今やっているところがマイナスですよという自己否定の形のは非常に伝わりにくいと思っています。それよりもむしろ、先ほどどなたか言われたように、今複雑困難になっているものにどう対応していきましょうか、現状のままでは対応し切れないから、またニーズが減りますねというところかなというふうに思っています。そ

この部分をクリアして問題意識を持つだけで、長期的には非常にプラスになると思っています。個々の裁判官がスーパー裁判官になる必要は全然ないというふうに思っております。ただ、現実には意識を持った上で、何か現実にはできる手段が目に見える形でないといけないというのが当庁のほうの見方です。当庁のほうでは実際にできるもの、裁判官としてできるものをいろいろ試していこうと、だめなら捨てればよい。その意識で少なくともマイコートが魅力的なものになれば、やっている本人も楽しいというふうに思います。

弁護士との関係から言いますと、当庁は弁護士との関係は良好なのですが、証拠説明書が事前に提出されないみたいな状況があるところです。そのため、弁護士会自身が問題提起を持って積極的に動く方向に回れるかどうかという働きかけをしまして、今般、弁護士会のほうから審理充実の形で、例えば、交通事故の関係でビデオテープその他の新しい利用方法はないかという問題提起を得て委員会を立ち上げる。あと労働審判について、若手の弁護士さんが中身を知りたいので、勉強会を開いて欲しい、こういう形で向こうからアクションが来ていけば、相互に審理の充実はできるのではないかと考えており、意識を持ってできるものからやっていくという意識さえあれば、その部分は行くかなという形です。

(研究員)

当庁の管内の場合は会社が多いということがあるのかもしれませんが、前よりも会社同士の訴訟等もかなり増えておりますので、国民といいますか、企業等が裁判所に求めるニーズが前よりも増えてきたのではないかと考えております。ただ、先ほどからの話でいきますと、能力が高い代理人も多いですし、そういう代理人の事件ですと専門的な訴訟でもかなりのレベルの書面が出てきますので、それに対して裁判所がどこまで対応できるかという問題がございますし、逆にかなり能力不足という代理人がついて裁判所が手とり足とり言わなくてはならないものもありますから、我々としてもその対応に、相手を見ながらどこまでやれるかということを考える必要があると思います。皆さん適切な処理をしているのだと思いますけれども、当庁は部が多いですから、どの部に来てもちやんと同一の適切な処理ができることを確保するためには、庁全体として運営改善が必要なかなと考えております。

(研究員)

15年ぶりに一番で裁判をしているのですけれども、昔と比べましてシステム開発ですとか金融取引だとか投資被害だとか、非常に難しい複雑困難な事件が増えてきているという印象を持っております。それについて質の高い判決を下す必要性、処理をしていく必要性があるということは十分に認識しているところでありますが、現在そういう訴訟について本当に質の低い

裁判しかなされていないかということについては、検証が必要なのかなというように思っておりますが、我々としては質の高い裁判を難しい困難な状況においても目指すということは間違いないというところだと思っております。

それと争点整理の技法の継承ができていのかどうかということについては、私も高裁の経験から申しますと、右陪席クラスの判決などでばらつきが出ており、余り質の高くない判決、判断、審理運営方法をされている右陪席に、自らを省みる機会を十分与えるという必要は高いのではないかとこのように思いますので、右陪席を日々オン・ザ・ジョブ・トレーニングで鍛えていくという必要もあるのではないかとこのように思っております。

【講師】

今、皆さんのほうからのどれぐらい深刻かという点についてはニュアンスの違いがあったように思うのですが、対応すべき課題としては、論点事項1の(1)と(2)という2つのものがあるというふうな認識のように思うんですけども、そうでもないんじゃないかというようなご意見はないですか。

(研究員)

当庁は中小規模庁ですが、弁護士は、ほぼ倍になりました。問題としては、かねてから問題のあった弁護士が余り変わっておらず、増えた若手のほうが比較的教科書にのっとったスタンダードな活動をするので、問題があるものは余りないと思っております。そこで、世代交代が起これば、審理運営改善が進む可能性があるのですが、なかなかお客が新しい弁護士に流れないというのが実態です。また、中堅の結構実力が高いと思う人たちが破産・倒産事件の処理に流れているのではないかとこの印象を持っており、この人たちが訴訟事件を担当すれば、かなりプラクティスはよくなると思いますが、倒産専用みたいな状態になっています。優良な顧問先を持っている弁護士はそれなりに力があって、訴訟活動もいいのですけれども、それに漏れたややプラクティスの低い方が通常訴訟を多く担当している点に問題があって、なかなか難しいところでは。

(研究員)

私は、民事裁判の課題をどのように捉えるのか、よく分かっていないというのが正直なところでは。実際のところ、やっぱり漠然とした不安感はある。特に自分自身についてはちょっと緩んでいるんじゃないかと、民事訴訟法改正のときに争点整理をやって、あのときの熱気を失ってしまったのではないかと、そういう気持ちはあります。

ただ、そういうレベルの話なのか、そうではなくて、裁判所全体として何か考えなければい

けない問題なのか、いま一つつかみ切れていないというのが実情です。当庁は部総括も右陪席も割と期の高い人が多くて、そんなに日々の事件で何か困っているということはないと思っていたんですね。ところが最近、統計等を調べてみると、地裁事件の審理期間が管内の他庁に比べて非常に悪いということがわかったので、とりあえずそれを何とかしなければいけない、庁としてそれに取り組むという状況にはなってきました。

ただ、それはあくまで周りを見比べて、当庁はどうかというレベルの話であって、そこから先にどう進むのか、どちらの方向へ向いて進んだらいいのかというのは、私はよくわかっていない。

今日の話でも、裁判所の危機があるのではないと言われると、何かあるような気はするんですね。ただその危機が、先ほどから言われている世間の人から利用されなくなっている、紛争があるのに訴訟が利用されていないという問題なのか、あるいは今は一時的に新受件数が減っているけれども、この間に将来に対して備えるというのでは、ちょっと方向性が違うように思います。

あるいはまた、先ほど肯定的な意見もあって、今はとりあえずそれなりにうまくなっている、この時期にもっとプラスアルファと肯定的に進めようということなのか。すなわち、とりあえず現状を肯定してもっといい方法、あるいは世間の需要をつかまえるような方向でいこうということなのか、今どういう状況にあるのかよくわからない。

(研究員)

危機というのも、これはいろいろなものを一つにして考えるからわかりにくくなるのであって、専門的知見を要する事件というのは、むしろ15年前等に比べて私は精度が上がっていると思います。ただ、それはそちらのほうにずっと対処してきたからでありまして、普通の事件をどう処理していくかということになると、弁論準備手続の回数が増えているという、そういう実感は非常に思っています。それは裁判官サイドのほうがおろそかになってしまったのかもしれないし、確かに緩んだという部分もあるのかもしれない。ただ、一般的に普通の事件として扱っているものが、民事訴訟法改正のときと比べて変わってきているのもあると思います。

したがって、問題としてはよくなっている部分もありますけれども、むしろ普通の事件と言われているものについて、弁論準備手続の回数が熱気があったころは3回か4回で証拠調べに行くというような話をしていたように思うんですが、今だとやっぱりどんなに頑張っても私は6回ぐらいかかっているということはどう考えるかということだと思います。

それは、弁護士サイドだけの問題なのか、それとも事件の質が変わったのか、当事者の質が変わったのか、そこを分析しないといけないと思います。まず外的要因の問題はどうしてもありまして、例えば医療とか建築とかはまだいいのですが、他のレベルとか小さな中小企業レベルの業界レベルのニーズには対処していないのではないかと。むしろ専門的知見と言われているもののうち、低いところでうまく対処できていないように思います。

そういう意味でいうと、危機の問題というのも、今までこれをうまく処理してきたよと思っているもののほうに問題があるというところを考えてみないと、完全にニーズを失ってしまうのではないかと考えています。

(研究員)

当庁におきましては、昔と比べてそんなに弁護士さんの訴訟のやり方というのは変わっていないのではないかなというふうな印象を持っています。ただ、確かに当庁でも平均審理期間なり未済件数をみると、これが結構多くありまして、そうするとやはり同じやり方でやり続けることによって、当事者の変化なり事件の変化に対応できずに、やはり平均審理期間なりが増えているという状況にあり、そういう点では危機は現実化しているのではないかとというふうに思っております。

(研究員)

国民の信頼をどうやって担保するか、非常に大きな問題に今迫られている状況の下で、事件として日々改善していかなければいけないという使命を持っていますので、いろいろな問題点はあるとは思っているのですが、国民がどういう質のものを求めているかというところが、やっぱり形に見えないのですよね。いろいろと考えながらやっているのですが、何か改善しようとしたら、民間だったら絶対市場調査から始まるんですよね。裁判所の議論はそれがなくて、何か足りないのではないかと指摘を受けて、そう言われれば常に努力して改善していかなければいけないと思うのですが、何か議論がどうしても空回りになって深まらないというようなことをいつも感じています。

(研究員)

民間だと市場調査から始まるという話がありましたけれども、これは私も同感です。民事裁判の利用者調査というのが過去に2回ほど行われていると私は認識しておるんですけども、そういうものをもっとよく検討して、国民が裁判に何を求めているのかということを知ることが必要ではないかなと思います。利用者の意識、ニーズというものを調査して、それに応えるような制度設計なり意識変革なりをしていく必要があるのではないかと気がしております。

民事裁判が国民の期待に応えられているかという点で、ある先輩裁判官が今後事件が減ったとか言って喜ぶのはとんでもないんだというふうなことを述べられていて、やはりもっと裁判所を利用しようという気になってもらうことが大事ではなからうかなという気がします。

(研究員)

本格的な専門事件もちろん増えているのかもしれませんが、一見普通の事件に見えて、そうでもない事件というか、ちょっと変わった非定型の事件というのがやっぱり増えているのかなという印象を受けます。

これはよくある定型的な事件ですね、条文とか判例でも決まっているルールを適用すればいいですねというのではなくて、新しい価値判断、裁判所の見識を問われている事件が最近増えてきているのではないかという印象を受けます。これを持ってくる弁護士ですけれども、ベテランの弁護士よりもかえって若手の弁護士の方が多のかなと思います。ある意味では意欲があるのかもしれませんし、ある意味では損得を度外視してそういう事件を受任するという経済的な事情があるのかもしれません。

そういう方が持ってくる事件というのは増えてきているし、これが増えてくる事情というのはこれからも続くのではないかと思っています。目下のところでは和解とか取り下げで終わっていますが、こういう事件も、複雑困難訴訟の端緒ともなり得るわけございまして、そういうものを丁寧に処理していける体制を用意しなければいけない。今の状態で油断をしていると大変なことになるのではないかというふうに思っております。

- 2 課題に対する取組を阻んでいる、主として裁判官側の事情として、どのようなことが考えられるか。それは、やむを得ないものか。
- (1) 合議体で審理することが相応しい事件が単独体のままで処理されることがあるとしたら、その背景には、どのような事情が存在するか。
  - (2) 合議事件において、必ずしも三人の裁判官による充実した議論が行われていないとしたら、どのような事情が原因として存在するか。
  - (3) 単独事件において、部内で相談が行われていないとしたら、どのような事情が原因として存在するか。
  - (4) 争点整理の技法が、必ずしも若手裁判官に承継されていない状況が見られるとしたら、どのような事情が原因として存在するか。
  - (5) 審理の運用改善の工夫が庁全体で共有され、庁全体としての継続的な取組

に結びついていないとしたら、どのような事情が原因として存在するか。

3 部の機能の活性化は、民事裁判の課題に応じていくための方策として有効なものか。

(1) 部の機能の活性化をどのようなものとして位置付けているか。何故、今、これを議論する必要があると考えるか。

(2) 部の機能の活性化について、陪席裁判官や同僚裁判官の受け止め方はいかがか。

(3) 民事裁判が抱えている課題に応じていくために、部の機能の活性化以外の方策としてどのようなことが考えられるか。

【講師】

論点事項1について少し非常に重要なところですので、この認識をどうするかというところは、長く御意見を伺ったのですが、皆さんの認識では、一人一人に対応していくというよりも、もうちょっとみんなの力を合わせて組織的に対応していかなければならない構造的な課題が生じてきているということであったと思われるわけですが、そういったところになかなか動き出せない、これを阻んでいるのは何でしょうかというのが、この裁判官の主観的な事情という部分です。この論点事項2の部分について、ご意見を伺いたいと思います。(1)から(5)まで挙げていますけれども、お互いに関連し合っているということもありますので、どの項目からでも構いませんが、皆さん、どんなふうにお考えになっておられますか。

(研究員)

自分の部として振り返ってみると、恐らく自分がいわばスーパーパーソンだと、そういう陪席あるいは庁内をまとめていって、かつ弁護士会あるいは関係協議会に働きかける、そういう実践に自信が多分ないのかなと。だから陪席に対する教育についても、左陪席に対してはできるけれども、自分と余り期が離れていない、経験年数がある右陪席をどうやってまとめ上げていくかという問題になるし、一般論としては審理運営改善の必要性を理解しているのだけれども、具体的にどのように結びつけるかという部分について自分に自信がないという面があるのではないかと思います。

個人的には今までこういう協議会、あるいは昨年のブロック協議会の話などを聞いて、自分のモラルを高めてやっていきたいと思っているのですが、やはり日々の仕事との関係で、これをどうやって現実化、自分のいわば心の中の問題をどのように体として動かしていくのか、そこが課題かなと思っています。

自分の判決などを振り返ってみると、やはりレベルアップが必要だと思っています。ただ、正に問題点なのですけれども、ほかの裁判官の仕事の内容は必ずしも十分分からない。自分の仕事を点検する場面としては、高裁から戻り記録となってきたとき、やはり控訴理由書などを見て、私の判決に対する批判などは、あるいは高裁の判決を拝見したときに、そういう場面を見ると、もう少しやらなければいけないなと思いました。ただ、これは今問題提起されている裁判所が与えられているようなレベルの広い問題に必ずしも結びついていないので、ここは自分でも意識改革をより図らないとならないかなとは思っています。

(研究員)

やっぱり意識の問題というのは非常に大きいと思うのですが、私自身もそうなんですけれども、どこまでできるかやってきたかは別にして、今までは、個人として、事件に謙虚に対処するという方向を目指してやってきたのに、ここ数年、急に、部全体としての事件処理と言われても、なかなか発想の転換ができていないかなと個人的には思っています。

部の活性化はいいのですけれども、全庁的に対応するとか、あるいは裁判所全体で対応するみたいな話になってくると、もう少しオープンにみんなで議論するという方向自体は、それでいいと思うんですが、それが部を越えて全庁的というか全裁判所的に対応するとすると、これはまた別の意味で問題が出てくるのではないかなと思います。

裁判所はどこへ行っても同じのが出てくるのが本当にいいのか、時々やっぱり違ったものが出てくるみたいなのがいいのではないかなと、多少多様性があったほうがいいんじゃないかなというふうに危惧したりして、その辺がなかなかきちんと整理ができないというのが実情かなと思っています。

【講師】

今の点は、別に判断の中身を画一化しようという話とは異なるのではないのでしょうか。今議論されているのは、判断や審理の質を高めるために部内の議論を活性化することは有効であるし、審理の仕方という面での運用は、皆が工夫を共有する中で、自ずと良いものは援用されるし、庁全体としてまとまっている方がユーザーにとっても便利であるということではないでしょうか。

(研究員)

任官したときのことを思い出しますが、なぜ検察庁じゃなくて裁判所だったのか、ここに入った方々の意識を考えますと、やはり一体の原則じゃなくて独立の原則を選んだと、自分で決めるということに魅力を感じて入った人が多く、また、そういう形でうちの魅力はこうだよ

と説得されて入ったという部分があると思います。

なので、もともとそういう資質というか、自分で考えて自分で決めたい、そういう人間が集まっているというところは否定できない、無視できないのだと思います。ただ、それが裁判官独立の原則が行き過ぎているのではないかということは私も感じますので、そこはまた別の問題だということを言っていく必要はあると思います。

【講師】

自分で考えて自分で決めたいというのは、非常に大事なことですよね。そこが動いてしまうといけませんよね。そこをどうこうしようというような議論になったら、それは猛反発してもらわないといけない話だと思いますけれども、その上で、しかしやや行き過ぎという感があるというのは一体どういうところなのかということについて伺いたいと思います。

(研究員)

部全体で事件を処理するという考え方を、3年前に着任したとき、部会の中で、合議に入れようねというか、自分一人で考えると心もとない面もあるので、ちょっと協議するような形も持ちたいねという話もしていたのですが、当時の右陪席で、非常に反発した人が2人おられました。それは自分で考えたいという意識が非常に強くて、そこに干渉してくるのかと、そういう反発のようなものがあつたわけです。

自分の事件処理に非常に自信をお持ちの方でもあつたので、要するに自分の事件処理のあり方について、批判を加えているようにとられた部分があるのかもしれませんが。そこで、まずは、手続のあり方とか争点整理のプラクティスとか、そういう方面で物を言っているのだということをおわかってもらうようにしました。また、事件の内容についても、どうやっていくのがよいかということをお右陪席と話し合つて事件の内容をある程度抽象化していった上で、自分が持っている事案を題材とした勉強会のような形でみんなに話し合つていくのであれば、右陪席としても望むところだし、自分の判断も、基本は自信を持っているんだけど、それでもやっぱり100%いつも自信を持っているわけではないので、厚みのある判断ができるよねという形になりました。最初反発されたのですけれども、3か月に一遍ぐらいちょこちょこ言っていたら、だんだん協議会の準備のためのアンケートとかもありましたので、その準備を始めるころには、ああ、そういう考え方もありますよねという形で落ちついてきました。要するに、審理運営のやり方みたいところは比較的いいけれども、事件の内容について相談することについては、かなり抵抗感を持たれる右陪席がおられて、少しそれを抽象化して勉強会みたいな形でやって、徐々に理解が得られるようになったということです。

今は部の機能の活性化という考え方が広く伝わっているので、こういう議論を部内で進めやすくなっていると思うのですが、何もないところで、似たようなことを言ってみてかなり反発を受けた経験があります。

(研究員)

かつて執行部にいたときのことなのですが、部全体でやるというのは協議してやっているわけですが、中にはやはりそれは中身に入ること、自分で判断すべきことじゃないかとおっしゃる方がいたことを思い出しまして、裁判官の間には、それぞれが決めるという発想の人もいるのではないかと思います。さすがに執行部でそれをされますと、事件も進行しませんし、交通部でも、やはり交通事故の査定が同じ部で個々の裁判官ごとにライブニッツでなくホフマンでとか言われても困るというようなこともあるわけです。

やはりほかの人に余り批判を言いたくないなというような気質は、それぞれ持っていると思いますし、もう一つは、批判を批判と捉えられないようにしゃべるような技術というか、冷静に話をできるような土俵、土台というのがないから、何か過剰な反応が来るようなことを心配している面もあると思います。

(研究員)

隘路というか、単独至上主義といいますか、そういう考え方があったんだと思います。自分が右陪席でいたときも、部総括に自分の単独事件について自分から相談することはあっても、部総括からどうだという話はなくて、あったときというのは大体チョンボした、ミスしたときか、あるいは事件数が少し増えているけれども、ちょっと合議にとろうかというような話のとき、どちらかといえばマイナス的な部分の場面で働くことがあったような気がします。

現在は、いろんなアイデアがあって、逆にこれ合議でどうですかというふうにすぐ言われるんですけれども、そんな感じで、むしろいろんな場面で事件相談が大分増えたような気がしますし、非常にいい感じになってきているのかなと思います。これをもうちょっと継続していけば、そういうものだと、もともとの意識自体が少しずつなくなっていくのかなと感じています。

(研究員)

今難しい事件が合議で増えていますので、合議事件についていかに右陪席のパワーを取り込むかというのは重要だと思うのですが、右陪席は通常は単独事件を持っていますので、単独事件の件数であるとか長期未済事件に関心が集中しがちであります。

その上で合議にどう取り組むかなんですけれども、それは昔から合議というのは裁判長だけでやっているじゃないかと、そういう意識があったのではないかと思います。右陪席に、合議

事件も自分の事件として考えて合議に参加してもらおうということになると、裁判長は何をやっているのだと、それは部総括がやることではないのかというようなことで、何か部総括は楽をしているというような感覚を持つのではないか。そういう意味で不満を持つのではないかというような感じもいたします。

ですので、右陪席を合議にどう取り込むかということについて、合議に入ることで、ああ、こういういいことがあるのだということを思ってもらわなければいけないと思いますけれども、それができていないと、意識の上でも合議に入ることのメリットを右陪席も余り感じていないのではないかと思います。

(研究員)

当庁では、平成24年頃から合議強化に向けて全庁で取り組みまして、平成25年に小冊子をまとめたわけです。その際の一番の出発点としては、やはり複雑困難な事件が長期未済化している、それが本来であれば合議でやるべきものが単独事件として処理されているということで、これは国民に対する信頼を損なう一つの大きな要因ではないかという点です。もう一つは右陪席と左陪席の両者の研さん、すなわち、左陪席であれば当然任官したての方が多いですから、合議事件を通じて勉強していくことになりましたが、やがて裁判長になるわけですから、それに向けての合議の進め方などを勉強してもらおうと、こういう観点から合議強化を増やしていこうという流れになったわけです。

それで、実際に各部もそれまでは70件前後の合議事件があったのですが、これはできるだけ100件に増やすことを目指そうという動きが出て、各部合議を増やしたんです。その際に右陪席の方々から、これは合議にしたくないという意見が出たかということ、もともと全庁でそういう出発点から始まっていることと、その小冊子を作成する過程において、アンケート調査と座談会を実施したということもあるのだろうと思いますけれども、右陪席の方々には特に合議強化という意味で、自分の単独事件を合議にすることについては抵抗を示すような傾向は少なくとも当庁ではないように思います。

その結果、合議はスムーズになっていきまして、今では少ないところで80件程度ですかね、多い部では100件を超えるような合議事件を取り扱うようになってきて、合議強化の趣旨はそれなりに達成しつつあるというように思われます。

ですから、右陪席の方々が単独事件から右陪席の事件を合議に付すことに抵抗を示すというのは、先ほど申し上げたような手順を踏んでいけば、それなりの理解も深まっていくのではないかと思います。また合議強化で自分の事件を単独事件から合議に付して、合議の事件でどう

いうふうに処理されるかということに勉強すること自体が、自分の将来の裁判長になるときの財産になるというふうに発想の転換をしてもらえれば、結構協力的に参加してもらえるようになるのではないかと思います。

当庁では、部によっては右陪席に4件から5件ぐらい主任事件を持たせて、合議メモをつくってもらって起案もしてもらっていると、こういうことで比較的スムーズにいつているように思います。

(研究員)

右陪席は、同じ部の別の右陪席との比較というのを意外と気にしているのかなと思うことがございます。合議と単独の振り分けというのは、要はそれぞれの係の余力を見ていくところがあると思うんですけども、例えば、実際に波及効があるわけではなく、ただ単に複雑というか力仕事の事件みたいなものは右陪席で自力でやりたいのであれば、じゃ最後まで頑張って、困ったら相談に乗るからという処理をすることもございますけれども、そういうのを見ていて、もう片方の右陪席が同様の事件を合議にもっていくというのは難しいのではないかと考えるということは、ある程度あるかなというふうには思います。

今では大体1か部に右陪席が複数名いて、普通いろんな意味で均等ではない、経験年数も違えば、単独の経験年数も同じでない陪席が並ぶことがよくあるのだと思います。そういうときには、そこがうまくいく状況をつくるというのは結構大事なのかなと思ひまして、一つの考え方とすると、裁判長が自分の単独事件を積極的に合議に回して見せれば、こういうことをしてもいいのかなという雰囲気になるのかなと思います。今のところ右陪席2人あるいは3人の仕事の使い分けというのが、普通の民間企業の部長等と異なり、できなくて、順番で同じ仕事をやるという原則の下で、例えば年長の右陪席には、書記官事務の整理とかあるいは弁護士会とのアンケートの集計とか、何かそういう事件以外の仕事をやってもらってバランスをとっていますが、これは本当にいいのかどうかという部分、考えていくと実は問題もあるのかもしれないと思います。

【講師】

事件限りというか、当事者限りというような感覚というのは、やっぱりあるのでしょうか。それをちょっと少し冒頭に話させていただきましたけれども、このあたりはどんなふうな印象を持たれましたでしょうか。

(研究員)

やはり基本的には私も任官したときの意識を考えると、裁判所というのは、その事件をど

う解決するかということをも第一義的に考えるべきという意識は非常に強いというふうを考えております。社会的に影響が大きい事件に関して、ではそれをどこまで取り入れるかというのは、非常に実は難しい問題だなというふうに思っていて、複雑な社会システムに一回限りの介入を行うことにもっと畏れを持つべきじゃないかというのは、逆にこれまでは私の認識としては、裁判官の判断の委縮を懸念する、そういうワードとして何かこの言葉を捉えるという意識が逆にありました。だから、社会的影響を考えて、個人の権利よりもそういったものを優先するというふうなところで判断を委縮させる、そういう問題があるというふうにもちょっと考えられますので、ここをどこまで判断の中に加えて考慮していくのかというのは、非常に難しい問題ではないかなと思いました。

ここは裁判官としては、本当にずっと悩み続けなければいけない問題だとは思っていますし、逆に適切に取り入れなければその判断が、逆に社会的に非難を招きかねない、そういう微妙な問題をはらんでいるのではないかなというふうにもちょっと思っています。

**【講師】**

おっしゃるとおりでして、委縮するというようなことはあつてはいけない話ですので、やっぱりバランスの問題だろうと思います。申し上げたかったことは、その当事者間の解決はそれでいいということで、個別当事者だけの解決というところに余り力点が行くと、理由が本当に通用するかに意識が行きにくくならないだろうかという点を気にしているのですが。

**(研究員)**

今のところのバランスのところは、よく考えさせられるところです。一番ポイントになるのは開かれた構成要件、抽象的要件の過失あるいは危険性の判断の場合で、これは単なる個別解決ではなくて、判断の前提として、大前提の規範を定立しなければいけないので、これは個別解決と我々が思っている、多分世の中は、裁判所が一定の規範を示して、その当てはめをしたと受け止める可能性が高い。大前提を提示した部分への影響が大きいのかなと思っているので、この部分について幅があるときは合議その他で詰めておく。また理由でその説示、当てはまるケースと当てはまらないケースの線引きが客観的にわからないと、多分説得力がない。その部分の慎重さが必要であるという面では、まさに複雑な社会システムに一回限りの介入を行うことへの畏れという表現になるのかなというふうにも考えて、いろいろ合議していると思います。

**【講師】**

後でその合単の振り分けのところで、単独から合議への吸い上げというような問題も議論し

てもらうんですけども、これまで出ている議論では、右陪席がなかなか合議にしたがらないとかいうところを、どういうふうに乗り越えていくのかというような局面での議論の立て方になっているようなんですが、どうなんでしょうか。右陪席の立場としても、これは部内で協議したりあるいは合議にする方が望ましいという意識がないとうまく回らないように思う訳ですが、この点についてはどのようになっているのでしょうか。

(研究員)

ちょっと波及効のある事件というのが、実際やっていて、本当に波及効があるかどうかというところを、単独をやっているときに十分な認識ができていくかどうかというのが1つあるのではないかと思います。世間の注目を浴びて、これはもう合議体でやったほうが良いというような典型的なものはいいのですけれども、金融商品などの場合に、このくらいは自分で判断してもいいのかなと思われる部分もないわけではなくて、自分の力で判断して、いろいろ下級審の裁判例が出ている中で、自分の名前でも一つ判断を示してみたいというような考えを持つということもあり得ると思います。これをわざわざ忙しい合議体の事件としてとってもらって、それでやらなければいけないのかというような遠慮といったものも確かにあると思いますし、それから事件の中では証拠の出し方によっては、和解で終わってしまうので、それなりに世間的な批評を受けるということはないと思うので、この限りで対処してしまうということもあるというふうに思いますので、原因はいろいろあるんだと思いますが、やっぱり自覚が余らないというところに一番大きな原因があるように、私のほうは感じるところでございます。

そういうことであるので、部の中でコミュニケーションをよくして、事件処理の課題を共有しておくことが必要だと感じているところです。

(研究員)

波及効のある事件や難しい事件について一人で判断してしまう傾向の原因として、裁判官のメンタリティーの中に、単独事件は自分が責任を持って自分で決めて、ほかの人の意見を取り入れることは恥ずかしいというような文化がまだあるとすると、変わっていく必要があると思うのです。

高裁にいと当然全部合議で決めることになって、自分一人での意見は到底通用しないということになりますし、迷うものはちゃんと意見を聞いて揉んでからでないといけない。それを自分の意見だけで出すと、難しいものを出すのに責任を尽くしていないことになるという、そういうことを言われていました。

単独の事件で判断をするときも、迷ったときですとか、ちょっと微妙な判断をするときは、

自分が気がついていない点があるんじゃないかとか、ほかの見方からして自分の価値判断がずれていないかとか、そういうことを部のほかの裁判官の意見を聞いて、それを吸収した上で自分が判断するという、そういう過程を経て、単独事件にしてもちゃんとたたいた上で判断することが、やっぱり裁判官の仕事としていいという共通の認識ができるといいんではないかなというふうに思いました。

(研究員)

昔の同期一律での研修のときに、裁判官というのは、国家権力を一人で行使するのだと、そういうのは裁判官しかいないのだという講話をされたことがあるんですね。たとえ単独事件であっても、それはたまたまその人に任されているけれども、それはあくまでも国家権力の行使なのだ。司法権という国家権力の行使なのである。決してその事件が配てんされた人のものになるわけではないのだ。そういう自覚というか、それが必要なかなという気がします。

やはりちょっとこの事件は自分一人で判断するよりも、いろんな人の意見を聞くなり合議でするなりして、裁判所の判断としていいものを出さなくてはいけないんだと、そういうふうに変革していくことが大事だろうなと思います。

【講師】

いろんな裁判官が抱えているメンタリティーのところをよく理解をした上で、それを取り除くような環境設定を、部の機能の活性化を一つの道具として意見交換しながらやっていっていただくということが重要な気がいたします。

この意見交換項目2のところと、3のところにもかなり踏み込んできているのですけれども、そういった問題なのだということについての陪席の方々あるいは自分の庁の同僚の裁判官の方々の理解というのはどの程度浸透してきていると皆さんはお考えでしょうか。

(研究員)

私はたまたまなのですが、この1年間ぐらいでブロック協議会とかに出させていただきまして、部の機能の強化とか波及効のある事件は質を高めて考えてやらなくてはいけないという話を、ちょうど自分も勉強させていただいたので、部でいつもそういう話をしています。そういうこともあり、かなり今は右陪席の裁判官からこういう事件があつて、ちょっとこの一般的判断、こういう判断についてどうでしょうかという問いかけがあつたりして、やはり部でいろいろ話していると、どんどん右のほうからも返ってきますので、そういうふうにはやっていけばどんどんよくなっていくのではないかとおは思っております。

(研究員)

私は昨年1月に着任したときに、部が合議強化部というふうになっておりましたが、余り合議事件が多くなかったことから、何でも結構だし、できれば古いものを、例えば2年超えていけば、何らか事情があるに決まっていますので、2年超えたものを中心に挙げていただいたりして、こんなのは合議にするといいねということで、自分からも単独の中から、こんな一般論もあるから、あるいは規範の定立をしなければいけなそうだから合議でやろうと思うけれどもということで合議に出すと、部長もそうされるなら、自分もこういうのがありますということで、右陪席からも随分挙がるようになりました。

最近、そう具体的に言わなくても、この新件でこれはどうでしょうかとか、あるいは係属しているうちにこんな問題点が出てきたので、合議でやっていかがでしょうかということを提案されるようになりまして、ふだんから合議の大切さとか、どういう形で右陪席がかかわるかということも含めて、毎回の合議をかなり念入りにやりますので、その中で争点整理のあり方だとか進め方も含め、お互いに意見交換ができる場ができているかなという気もしております。

(研究員)

右陪席とともにブロック協議会に参加させていただいて、やはり波及効という問題について認識が深まったというところがあって、右陪席のほうからも、これは行政書士が相続の關係の事務を行ったということで、相手方のほうが一部が非弁活動に当たるというような主張をしている事案で、やはりちょっと波及効があるのではないかとということで、右陪席のほうからいろいろな相談があって、最終的にいけるところまでやって合議に付そうというような、そういう自由な発言ができるような環境ができてきたなというふうに感じております。

(研究員)

陪席に対しては波及効事案などを合議にする意味などは大変浸透していると私は思っております。陪席ともここに来る前に話をしてきたんですけれども、部の機能の活性化というのは、実はそんなに新機軸でも何でもないのではないかという話をする方もいまして、やはり民事裁判の二つの課題との結びつきをもって、現場の運用改善の取組を進めるという形での前向きな議論は余りされてきていなかったのではないかとというふうに思いますので、この取組を継続し、現場のほうから発信すべきであるという話はしてきました。

【講師】

何のための部の機能の活性化なのか、部の機能の活性化は合議にすればいいというものじゃなくて、単独のままでもやっぱり議論して、そして単独の事件処理の質を高めたいと。それは判断もそうだけれども、審理の運用の仕方のところも高めたいという両方がありますので、そ

ういう形で結びついているものなんですけれども、単に合議に必要なものを出すんだという段階ですか。これを進めていくと、自分の仕事のやり方は大分変わっていきますよね。部長と右陪席とで真剣に意見を闘わせてやらないといけない場面も出ますよね、事件の処理の態勢の問題も含めて、合議にどのような関与になるのかとか、そういうところまで行く問題だという点について、右陪席の理解はどうでしょうか。

(研究員)

やはり最近話題に上ることが多くなって、陪席の理解はいろいろ進んでいると思います。審理運営改善の方向でも意識は大分高まっているように思っています。しかし、それ以上のところまで深刻な議論としてはまだ深まっていないと思います。今意識改革の途中というのが実感です。

(研究員)

当庁では、平成22年から合議強化部をつくりまして、部の中で単独事件についてもいろんな話をして、活性化させていこうというようなことを掲げて、もう丸4年になりました。その中で右陪席の意識の変化について、右陪席の方々にアンケートをとったりヒアリングをしたりして、合議に出せないとするなどどこに隘路があるのかとか、いろいろ最初のほうは、なぜこの合議にして自分の単独事件が意味があるのかと。自分が主任になって苦勞するだけじゃないとか、合議にふさわしいかどうかについて説明するのが難しいとか、いろいろ隘路があったわけですけども、合議にすることによって得られるメリットを部長からいろいろ指導を受けて、真剣な議論をして、質のいい合議の判断ができるというような体験を通して、だんだんと意識が定着してきておりまして、もうちょっと前からその右陪席の方々のヒアリングとかアンケートを見ますと、当庁では右陪席の意識が変わっているんです。

本年も当庁に転入してきた右陪席の裁判官に、合議の態勢について説明する機会があったのですが、そこでも右陪席の皆さんは当然のことのように合議に積極的にかかわっていくと。ぜひ合議の主任については自分で持つというような意識を持たれているという印象を受けております。

#### 4 合議の活用をどのように考えるか。

- (1) どのような事件が合議体で審理されるのに相応しいか。
- (2) 合議に付するに当たって、事件の性質以外に考慮すべき事情は何か。
- (3) 新件の配てん段階で適切な事件を合議に付するためにどのような工夫をし

ているか。

(4) 単独事件の中から適切な事件を合議に付するためにどのような工夫をしているか。

【講師】

それでは、合議の活用のところを協議させていただきたいと思います。

この関係では合単の振り分けが重要で、合議にふさわしい事件をどうやって合議にするかということで、新件段階でそういったものを選別するという問題と、単独に一旦配てんされた後、途中で必要なものを合議に吸い上げるというような点が問題になってくると思うのですけれども、こういった点について、こういう取組をしてくまくいっているというような工夫がございましたら、まず何人かにご紹介いただきたいと思います。

(研究員)

合単の振り分けの工夫ですけれども、当部に配てんになった時点で、全件左陪席に訴状審査をさせています。その左陪席が部総括だけではなくて右陪席にもいろいろ事件の中身について相談したりしますので、おのずと合議にふさわしいかどうかというのは、もう部の中で議論できるような形になっています。

あと、左陪席に見てもらっていいなと思うのは、単独になったものについても、事件がどういふふうに進んでいくのかということに関心持って追いかけてくれる点です。右陪席のほうも単独の事件が終わるたびに、今日はこうだったとかいふふうな話を部の中ですると、左陪席のほうも食いついてくるんですよね。おのずとそういう中から、これは合議でやったほうがいいなというような議論も出てきますので、そういう意味では、左陪席に全件を訴状審査してもらって、その後、部の中にある事件全体について関心を持ち続けてもらうというのがうまくいっている例として紹介させていただきます。

【講師】

これは左陪席がスクリーニングを第一義的にやることになるのでしようけれども、そのときに部総括のほうからは、こんな点、こんな事件をやっぱり注意しておいたほうがいいのか、あるいはこんなものを合議にしたほうがいいのかというような、やりながらという面はあるんでしょうけれども、特に注意したほうがいいのかというようなコンセンサスみたいなものを部の中でつくっておられるんでしょうか。

(研究員)

はい。一応まず部の中での合単振り分けの基準というものは設けておまして、そのほかに

これをもし単独でやるとマンパワーの点で大変だなと、右陪席なり部総括は随分労力をとられるような事案について、左から関与をしてやっていきましょうかと、申し出をしてくれるようになってきました。

【講師】

単独でもいいけれども、証拠整理とか事実認定の力がかかりそうなものについて、準合議みたいな位置づけで相談してもらおうようにしているというご紹介だと思います。

(研究員)

合議に付すときに、合議事件をみずから申し出ることについては、右陪席は躊躇される方がいらっしやると思うのですね。どうしても裁判長や左陪席の事件を見てると負担が過度になるのではないかということで遠慮されてしまうケースもあります。ですから、ある程度定期的に合議のための合議を行うと、つまり付合議にするかどうかの合議を行うということがあります。その場合には、各陪席の裁判官、単独係3人いるのですが、それぞれから3件ないし4件ぐらい合議に付したい事件というのを、事案の概要と争点等の進捗状況をA4の紙に書いてもらいまして、それを左陪席を含めた全員で合議にするかどうか、合議に相当するとすればいつごろするかと。その場合には右陪席主任にするか左陪席主任にするかということ合議しています。そうしますと、比較的安定的に合議事件が供給されてくると、こういういい結果が出ているように思います。

また、直ちに合議に付さなかった場合であっても、自分の単独事件で問題点のあるものを右陪席が、その都度メモに書いて説明しますので、そのときにほかの裁判官の意見を聞けたり、直ちに単独から合議に付さなくとも参考になる意見が聞けて有意義だということと、またそういったことを日頃からやっていきますと、合議の候補ではない通常の事件についても、部の中で比較的相談しやすいムードが出てくるように思います。

【講師】

今、定期的にそういう合議のための合議期日を設けるというようなお話があったと思うのですが、年間に何回ぐらいという感じなのでしょうか。

(研究員)

要は、新しいメンバーが4月から入りましたので、大体2か月に一度ぐらいのペースで実施しています。直ちに全部を合議にするわけじゃございませんので、その中から当面いつごろにこの事件を合議するかということを含めてやっていきます。また、このミーティングが、単独のままでも相談をする機会としても機能しています。

(研究員)

私どもの場合は、結果的に単独で合議相当のものを処理することになってしまったケースを右陪席と分析しまして、どこで私たちは失敗したんだろうかという分析をしましたところ、実は、延びてしまって、2年過ぎてから合議にするのではもう遅いということが分かりました。3回ぐらい弁論準備をしたころに、ちょっとこれまずいという予感があったけれども、もうそのまま走ってしまった結果がこの長期未済になったのではないかという分析を行ったのです。

それで、ちょっとこのまま単独で持っているとはよくないことが起こりそうだという事案を、各係から紹介して順番をつけて、どれから合議にしていくか順番をつけて、それで3か月に1回か4か月に1回、同じようなことをやりますので、そのときにだんだん合議に昇格させていくという形でやっていって、要するに2年過ぎたらもう遅いという形でやっています。

【講師】

今、説明されたやり方はすごいですね。要するに長期未済で結果的に単独のまま処理したのだけれども、それをどの段階、合議相当だった場合にどの段階で合議にしておけばよかったということを、部長と右陪席とが一緒に意見交換するわけですね。検証するわけですね。

(研究員)

これは失敗したと。要するに私がよく失敗するのですけれども、右陪席も割と自信のある人で、これぐらいだったら僕一人ですらできるとやってしまったら3年になってしまったというのがあるので、私たちは一体どんな間違いをしたのか、部長も含めて一人ずつ出していくんです。

【講師】

そうすると、結構早い段階で合議にしておけばよかったというふうな可能性があるわけですね。それをもとに途中で、2年に至る前の段階で合議にするということですか。

(研究員)

大体1年前後が分水嶺じゃないかというふうに、右陪席とは意見が一致しているんです。

(研究員)

新件審査をしているというのは同じです。そして、付合議の基準は、全員で意見交換をしまして、単独でできる事件であっても合議相当事件があるのだということで、かなり積極的に右陪席のほうから合議にしてくれています。4月以降でもかなりの件数は合議をしており、それでうまくいっているのかなというふうに思っていたのですが、最近、右陪席の判決が波及効果があるということを予測できなかったとか、見落としたという事件があり、付合議の基準を決めて運用はしているのですが、やはりどうして合議にするのかという認識がまだ十分でき

ていなかったのかなと思います。

それから、右陪席の単独事件の付合議は今の様な状況なのですけれども、部総括の単独事件の付合議というのができていないというのが言われています。合議によって裁判の質を高めるといふ部分がやはり重要になりますが、そうすると、どうしても左陪席の負担が重くなっていくかなという感じを持ってしまい、この事件を単独でやっつけてしまおうというふうに思い出した部分があるんです。

【講師】

合議の基準も今まで単独でやっていたようなものも合議にする形で見直したというお話ですよ。協議会などをやっても、事案がシンプルであっても、価値判断とか評価が分かれるようなものが今まで余り合議にされていなかったことから、こういったものも合議にするように見直したというご意見が多かったと思いますけれども、この点はいかがでしょう。

(研究員)

修習生と右陪席がいろいろ議論をしているのを横で聞いて、意見が分かれています、いろいろ聞いていると、判断の分かれる事案じゃないかなという事件が何件もあり、やはりそれは合議にしたほうがいいんじゃないかと、そういういろいろアンテナを張っていますと、部総括としてはいろいろなところで、合議へのもっていき方というのはできるかなというふうに思っています。

(研究員)

確かに部総括としてアンテナを張る必要があるということで、日頃から行っているんですが、やはり言いにくいものは言いにくいということはあるものですから、定期に事件の見直しを各係がすることが一つの機会になるということで、当庁の場合、この1年で約2回長期未済の関係の見直しを、これは棚卸しと称してやりました。

最初は長期未済だけ対象にしていたんですが、一度表をつくると、次は足せばいいもので、2回目以降はそれほど負担ではありません。ただ、これは余り短いところでやっても意味はないのですが、逆に早い時期に動かないと手おくれになるケースもあるものですから、半年、1年ベースの棚卸しに加えて、後ほど出てくる擬似合議（注：単独事件につき、部の構成員等を交えて議論することを指す。以下同じ。）ということで、二、三か月ベースで、全員で情報交換をする機会を持っていることから、結構合議にとれる形になっています。

(研究員)

棚卸し的なことをされている庁の方にちょっとお伺いしたいんですけれども、どういう機会

にそういう話をされるのか。例えば部会ですとか、あるいはその場に書記官が入っているのか入っていないのかとか、そのメンバー、多分部の全員ということなんだと思うんですけども、そういうこととか、あるいは右陪席の事件を合議にとったときに、主任としては右陪席が主任としてかかわるのか、それとも本来的に左陪席がかかわるのかとか、そのあたりはどうされているのか、ちょっと実情を教えてくださいたいと思います。よろしくお願いします。

【講師】

棚卸しはどういう機会にどういうメンバーでやっているのか、それから棚卸しで右の単独を合議にしたときに、主任をどんなふうに行っているかというあたりについて、何人かご紹介いただけますか。

(研究員)

棚卸し部会は定期にこの日にやりましょうと決めて設けます。実は端的に言ってしまうと、去年のブロック協議会がある前の準備行為とするちょうどよいタイミングだったので、一定の時期を決めます。それで、各係が事前の準備として、これで要するに長期未済のリストをつくれれば、こういう理由でこんな状況ですというのをつくります。一定の時間に皆集まって、右全員と左と裁判長で、その内容についてですが、基本的には右がプレゼンをするという形で行います。

現状では左陪席がまだ余裕がありますので、合議移行後は左主任で今のところは動いていますが、右主任が可能なので、そこで回すのは躊躇しないですよという形で行っています。

それで、本件の協議会の前にもう一回やりますが、そういうタイミングでしたが、やった感想だと、年2回以上の棚卸しは余り効果がないのかもしれないという形でやっています。

(研究員)

棚卸しなので、四半期に1回というふうにやっています。時間は必ず2時間とります。確かに2回目以降は余り1回目ほどの効果はありませんが、やることを変えていけば、四半期に1回やることはあるので、最初の棚卸しは本当に長期未済の棚卸しだったんですが、2回目以降は合議に効率的にとっていくにはどうしたらいいかという話し合いの機会として実施しています。

例えば、これから帰った後、棚卸しがあるんですが、そのときはまずは今日の分の報告をした上で、それで、要するに裁判官だけで集まって審理充実について2時間話し合うということはこれまでもしていますので、名前は棚卸しですけども、少しずつやり方を変えていくと、やはり3か月、4か月に一遍ぐらい何かしておかないとみんな忘れてしまうだろうと思ってい

ます。

それで、裁判官だけでやっていますが、裁判官はやはり裁判官だけだと弱みとも言えますので、ここで本当は困っているんだと言えるので、むしろそういう形がいいだろうと思っています。

それで、やはり私のところの左陪席はこれ以上持てませんので、右主任になるんですが、その場合に、右の方に申し上げていることは、合議にして右の主任になったとしても、負担が変わらずメリットがないということではなく、前倒し準備ができるということでメリットはあるのだからと言っています。すなわち、かつて合議体で審理するのがふさわしい事件を単独体のままでやってしまって何が起きたかという私の失敗談を順々とお話しして、要するに前倒しして準備していくことの意味をお話ししています。

#### 【講師】

棚卸しの頻度もその中身、何をするかによって変わってくるでしょう。

#### (研究員)

棚卸しの話なんですけれども、当庁の場合は長期未済事件に関する委員会を年2回、必ずやっているんです。結局それがあるものですから、その準備をしなければならないというのがあるって、必然的に部内で年2回棚卸しをするということになっております。

そのときにどうして長期未済になっているかだけではなくて、一応その都度、審理充実も絡めた課題がありまして、それについての報告会みたいなことも兼ねています。

その関連でいいますと、ブロック協議会以降、審理充実の話というのを全庁的に定期的にやっていたという姿勢になって、そういう意見交換の機会を持つようになったので、その準備として部内でも話す機会が増えたというところがあるかなと思っています。

#### (研究員)

棚卸しの関係ですけれども、これは長期未済の関係は3か月に1回ですね。これはもう2年以上、3年以上と分けて報告をすることになっていますので、そういう対象事件、それからなぜ遅れているのか、審理の見通しはどうかと、こういうところまで右陪席から全て報告をしてもらいます。

そのほかに、事案の内容での単独から合議への振り替え、これはもう随時、私からも提案することがありますし、右陪席から提案してもらうこともあります。

それから次に、右陪席主任の問題なんですけど、これは右が単独で持っていたものを、右陪席主任にすることによって、やはり右陪席の負担が重くなるというのがネックだと思うんですね。

そのところは どうしているかといいますと、私のときは受命体制は右と左の共同受命です。合議メモはもう左のほうでつくってもらう。判決起案も左から入ってくる。右はある意味裁判長になったようなつもりで、将来裁判長になったときのこれは練習だということで、そういうつもりで左をよく指導してもらおうと。もちろん協議は私も入って、しっかりと期日の前後についてやるという体制でやれば、右はそれほど負担に感じずに合議にとってもらいたいとかいうことも申し出やすくなっておりますので、それは工夫しております。

(研究員)

当庁の場合は、本庁で単独だけをしていて合議を構成しない裁判官と、それから支部填補をして、支部填補で本庁でも民事を単独で持つ裁判官と、支部填補で支部でだけ民事を担当していて、本庁では非訟事件を担当する裁判官がいたんですけれども、これを変えまして、支部に填補している裁判官、あるいは本来合議体を構成しない裁判官についても、担当していた単独事件を合議相当とする場合には、その裁判官が合議体を構成することができるという形に変えたんですね。それは1つには先ほどからも話が出ていましたように、やっぱり特に自分から完全に手が離れるという状況だとするとなかなかやっぱり合議に回しにくい心的な障害があり、その利害得失を考えて、主任裁判官でやってもらっています。それから、支部の事件も本庁に回付してもらって何件かやってもらっているということで、部全体で合議をやろうという雰囲気をつくっています。

【講師】

何人かからの工夫のところをご紹介いただいたんですが、この点の取組をしようと思っているけれども、なかなかうまくいかないとか、あるいはこういう点をやっていくに当たって、どういうことを配慮したらいいのかという、何かご質問なりご意見がありませんか。

(研究員)

左陪席の負担がちょっと気になって、なかなか自由に合議にできないのがあるんですが、裁判長1人、右陪席2人、左陪席1人の部で、医療集中部なので医療事件が少なくとも月1件ぐらいは来て、あと行政事件も3件ほど来ているのと、控訴事件も来ますし、それから普通の原則合議事件も来ると、ほとんどそれで枠がいっぱいになってしましまして、もう既にかなり左陪席の負担が重い状況で、なかなか単独からどんどん回しましょうというふうに言いづらいというところがあります。新件全部、左陪席で審査したほうがいいのかというのも、そういうことをやっている例も知ってはいるんですが、それをやるとさらにまた、左の負担が増えると思うと、なかなかそれにも踏み切れずという形で、今のところはこれというのは言ってもらおうという

ことと、あとは様子を見て遠慮して言っていないものがないかどうかというのを見るぐらいで、理想としては少しでも合議にとったほうがいいんだけど、できないという状態です。

(研究員)

似たような状況かもしれないんですが、当庁の本来の合議といいますと、非常に大きな事件に偏ってしまっていて、それは本来の合議事件として左主任ということになりますと、なかなか単独から合議にする、例えば国賠であるとか労災であるとか、そういったものがなかなか合議がとれなくて、左はこれ以上持てないということになりますと、右主任にしないといけない。右主任になると、右主任はそれがあるので、合議になったのはいいけれども、負担は軽くならないというところで、結局じゃ単独でやろうかというところが難しいところになると思います。

【講師】

お二人からあった、本来合議事件がかなり目いっぱいになっていて、合議の容量から単独の中に合議にふさわしいものがあったとしても合議にできない状況にあると、こういった問題については、こんな工夫があるというのはありますか。

(研究員)

私のところの左もちょっと忙しそうなので、右のところに確かに合議にしたほうがいいような、すごくボリュームのある事件があっても、すぐには回せない。ただ、左の手元もわかりますので、今は無理だけれども、将来的には合議にしたいということで、了解をとります。

そうしますと、その単独を持っています右陪席が、しょっちゅうその事件の期日の概要を左に話して、事件の進行とか次回期日の予告みたいなことをして、機会があったら記録も事実上、読んでおいてねというのがありますけれども、そういう形で将来的に付合議にすることを予告しながら進めていける事件があります。

【講師】

各部の事件の状況とか陪席の構成とかによって、一律のやり方が常に妥当するというような件でもありませんので、それぞれ各部の状況に応じて工夫することになるんでしょうね。やっぱり容量がいっぱいといっても、単独の中に合議にしたらよさそうなものがあるんだということがマーキングされて、部総括もそこを意識されており、タイミングを見て合議にするというような可能性を常に持ちながらやると、単独のままでも擬似合議をするというようなことも考えていかないといけないんでしょうね。

部の機能の活性化というと、何か全部合議だと、こういうふうに考えてはやっぱり具合が悪

くて、合議とやっぱり擬似合議と二本立てでありますので、無理して合議を増やしてしまったら、しかも右に関与を求めていくと、今度右の単独がだめになってしまいますので、あるいは合議事件を増やし過ぎると充実の支障になるというところもあると思いますから、やっぱりバランスを考えてやっていくしかないですね。ただ多くの目を見たほうが良いというような事件が見過ごされないような形で、やっぱり部長も見ておられるというようなシステムができ上がっているのが望ましいということなのだろうと思います。

5 合議の在り方をどのように考えるか。

- (1) 左主任の合議事件の審理の実情はどうなっているか。
- (2) 左主任の合議事件における右陪席の在るべき合議への関与はどのようなものか。
- (3) 現在、合議をどのように行っているか。(2)の在るべき関与を実現するための隘路と克服策をどのように考えているか。
- (4) 右主任の合議事件の審理の実情及び在り方についてどのように考えているか。

【講師】

今度は、合議の充実のところなのですが、左陪席主任事件における右陪席の関与についてはどんなふうにご覧になっておられますか。皆さんが考えておられるような右の関与のレベルというのはどのようなものなのでしょうか。

(研究員)

合議強化部で、左陪席が2人いて、それぞれ合議メモを作りますが、その作成に当たって疑問点などを、右陪席に相談して合議メモを作っています。その合議メモをもとにして、弁論準備手続も含め、各期日に、必ず右陪席も含めた3人で合議を行っている。そうすると、右陪席もいつも黙っているわけにはいかなくなりますので、おのずと何らかの進行についての意見を述べるなどしている。右陪席としては、左陪席とも話をしながら関心を持ち続けられるということもあって、判決のときによりやく合議に参加するというのではなくて、ふだんの期日前合議でも関与ができているのかなと思っています。

着任して間もない方は、そんなに記録を読めているわけではないですけども、もう2年目ぐらいの方はかなり読み込んでちょこちょこ出ている準備書面も見たりもするようになっていきますので、かなり充実しているかなというふうに思っております。

(研究員)

まず、右の関与ですけれども、基本的には準備書面については全件コピーをして右陪席に渡しておりますし、重要な書証や陳述書とかそういったものも渡しております。

その上で、合議期日の前には必ず右陪席も含めて合議をやっておりますし、判決起案のときには、まず左陪席から右陪席に上がって右陪席のほうで手直ししたものを左陪席に一旦戻して、それから上がってくるという形になっておりますので、内容的にはかなり充実したものがされているというふうに認識しております。

(研究員)

似たような状況です。合議はいつも毎回右陪席が参加する形になっています。基本的に部総括がしゃべる前に右陪席が一言述べるシステムにしていますので、そこで参加してもらう形になっています。

それから、受命の場合でもその事前合議に、よほどのことがない限り参加してもらうということにしています。

あと、終結前に終結合議というのを行っていますので、少なくとも起案作成前にほぼ内容については右陪席の意見も反映された形でやるようにしています。

ただ、先ほどの準備書面の写しを渡しているのは、他でも同じと思いますが、当部の左陪席が右陪席に関与してもらいたい気持ちが強いのだと思うのですが、写しを渡すときに、必ず当該準備書面の内容を説明していますので、右陪席の負担も少しは軽くなっているかなと思います。

【講師】

争点整理段階からちゃんと合議の期日を設けて付合議をしている。そこは準備書面の写しなどある程度目を通したり、あるいは山となる争点整理を完了して、証拠調べに入る前とかあるいは和解のときには少し記録をよく読んでもらって実質的な合議をすると、そんな関与をされているというご紹介がありましたが、他庁では如何ですか。

(研究員)

当庁の場合、右陪席は2人おりますけれども、1人は週2日、3月までは週2.5日、支部へ填補しておりましたので、実質的には争点整理の段階で関与というのは難しいだろうと思っています。

それから、もう一人の右陪席は執行をやっているのですが、非訟事件の割合が私より多いことになっていますので、この点でもなかなか難しい点がありますので、余り争点整理の段階での関与というのは、全事件はもう無理だと思っておりますので、重要な事件について争点整理

の各段階で意見を聞くなりしております。

それから、判決を作成された後では左陪席，右陪席の順で回してもらって見てもらっていますので、この程度でよくやっていただいているのだと私は思っております。

(研究員)

当部ではありませんが、右陪席の中には、判決にはすごく力を入れるつもりなので、争点整理までさらに重く関与を求められるのは困るという考えを持たれている方はいらっしゃいます。当部は5人いて、合議事件の期日の前日にもう大体全部の進行の合議をやることにしていて、その他必要なものは別途時間を設けることにしておりますが、その前日の合議については5人全員、目を通し、意見を言っていただくようにしております。それは人の能力とあとは余裕にもよって関与の度合いはそれぞれ異なりますが、担当していないにもかかわらず、合議で前日にここまで考えてきたんだというメモ出ししてくれる右の人もいたりしますので、全体としてはいいと私は思っています。

(研究員)

私のところは多少左陪席にけしかけているところもあるのですが、私も入って合議をする前に、右陪席との間で相当程度揉んだ上で、それから3人の合議というように大方の事件ではなっていました。合議メモも右陪席との議論の間で更新されています。それらのことですから、右陪席も意外に準備書面なんかその議論を通じて読んでくれているということで、そんな態勢ができ上がっているかなというところです。

(研究員)

当部では、それほど手厚くは合議への関与を右陪席に求めていないのです。基本は、特に準備書面など読めない、なかなかそんな余裕はないと思いますので、左陪席がかなり詳しい合議メモをつくってくれたのを読んだ上で、記録を読んでいないのを前提に聞くことにしており、思ったことは何でも言ってくださいという形でやっています。

結構人によるわけで、3月までいた方は私より先に関与していたということもあって、非常によく意見を言っていただいて、時には2対1で私のほうの意見がやられてしまうということもありましたが、やっぱり4月にかわって、新たに來られた方は、性格的にもみずからそんなに説明される方でもないの、意見を求めればちょっと言ってくれるんですけども、やっぱり後からおいでになったということで、どうも先に私と左陪席でもうある程度係属事件の方向性とかが固まってしまっているの、なかなか意見が言いづらい状況をつくってしまっているかなと、反省しているところです。

(研究員)

私は、右陪席の関与に不満を持っているわけではないのですが、ただ普段から左陪席の相談に応じることができているかという点、現状ではなかなか受けることはできていません。事前合議に参加すること、それから判決のチェックをしていただくことについてはできていますが、普段の相談には十分とはいえないかなと思っています。

ただ、これはやむを得ない面があるかなと思いますのは、私の部は、一つには、労働集中部でございますので、労働審判でかなりの時間がとられるということで、右陪席が席にいない時間というのがかなり多い。

もう一つは、右陪席が3人に対して、左陪席1人ということで、私と左陪席とは密接に話すために隣の近くの席におりますが、そこから離れたところに右陪席が3人おり、一番遠い右というのはかなり遠いのです。そうすると、たまたま席にいても、なかなか相談が持ちかけにくいというふうなところもあるということで、環境的なところも作用する面があるのかなという気がしております。

【講師】

これまでの協議会などでは、右陪席が実質的に合議に関与ができていないんじゃないかなという情報のほうが多かったので、今、若干意外な感じがしたのですけれども、今お集まりの大体7割ぐらいの方は、右陪席が実質的に合議に関与してくれて、今の合議の状況に満足されておられると、こういうふうにご認識しているんですか。

(研究員)

私自身も不満というのではないですね。先ほどお話があったと思うのですが、おかれている環境という点、状況によるんだと思うんです。現状ではやはりうちの部でも、右陪席の方に、証拠まで全部読んでくれとか準備書面を読んでくれというところまでは求めていません。ただ、いわゆる争点整理の段階から合議には参加していただいて意見をどんどん言ってもらっている。

そういう意味で、期待しているところはクリアしてもらっているのではないかと。また、起案を見るにしても、判決もよく見ていただいておりますが、これも全部同じようにというのではなくて、これは見て欲しいというのを見ていただくとか、そういうようなメリハリをつけて関与するというのが、限界なんじゃないかなという気がしています。

そして、ちょっとお聞きしたいことがあるんですが、一応、争点整理の段階から右陪席の方に入っていただいて合議をされており、これは非常にありがたいんですが、合議の時間を確保するというのがちょっと悩みでして、皆さん、どのようにしていらっしゃるのかなと思います。

【講師】

争点整理段階での合議というのは、どのような形でやっておられますか。何か定期的に時間をつくるとか。

(研究員)

うちはABCの3合議体があるのですが、これは端的に言って、左陪席が部総括と右陪席の時間を聞いて、例えば、債権者集会が終わったところからA係みたいな形でスケジュール調整をしておりますので、ある意味、左陪席に秘書的業務もさせているみたいな感じでやっています。

【講師】

合議の時間をちゃんとするために努力しているということですよ。たまたま集まったからやるというのではなく、合議の時間を確保するために部として努力をするということでしょうかね。

(研究員)

うちは合議事件を担当するのが右陪席3人に左陪席2人なものですから、合議体としては掛け合わせであることが結構あるんですけども、必ず左陪席のほうが右陪席と私の時間を聞いて、5時以降でもお昼休みでも合議をするための時間をとるようにしておりますので、その上でやるということです。

それから、当部では、準備書面は右陪席に渡していますけれども、必ず読むことを義務付けるわけじゃなくて、一応合議メモを必要な範囲で見た上で合議に参加するということですので、そういう意味で私の期待をしている部分はやっていただいているという趣旨でございます。

【講師】

昔は何か結審した後、まずは判決を書けよ、判決の中で合議するみたいなそんな扱いもあったりしたというふうに思うのです。けれども、今の民事訴訟の争点整理をしていくとすると、やっぱり合議体で人証の採否の問題とか和解案を示したりというので、どうしてもその合議体としての意思形成が前倒しになってきているような気がするんですけども、今の判決段階ではちゃんとやるから、争点整理の段階は勘弁してくれというようなことでは、どうなんですかね。右陪席の仕事のやり方としてみても前倒しにしたほうが合理的だというような感じは実感としては出てこないんでしょうか。

(研究員)

私は争点整理の段階から合議はやっているんですけども、その暫定的結論がどうなるとか

見込みがどうか結論がどうなるかとか、そういうことをしていると、和解ができる率が非常に高くなります。そうするとみんなやっぱりこの結論が見込んだとおりでどういうふうに説得しようかということも、右陪席の人も意見を出してくれますし、弁論準備期日も全部右陪席の人には入ってもらってしまっていて、そのときの期日の中でも、そこでどうやって進めましょうかとか、どうやって説得しようかとか、右陪席にとってもいい意見を言ってもらっています。そういう意味で、余り記録を読んだりとか準備書面を読み込んだりということは期待はしていませんが、やっぱり経験が左陪席とは違いますので、右陪席としても自分は役に立っているというのを感じながらできているんじゃないのかなというふうに思います。

(研究員)

争点整理段階では、基本的に記録を読んでいたところまではお願いしていないのですが、和解案を出さなければいけないとなったときに、事案によってはその段階で読んでくれという指示をするときはあります。また、判決に至る前に基本的に尋問を経る事件が多いので、尋問の際に必ず全員補充尋問はしましょうというルールをつくって、そうすると補充尋問するためには、その前に争点整理は一応終わっていますので、左陪席が事案の概要をつくって、尋問前に合議しますので、記録を全部読まなくても多分対応できると思うんですが、陳述書は少なくとも読んでいただきたい。補充尋問ができるくらいまで右陪席も記録を読んでもらうので、その補充尋問で、事案が証人尋問が終わった後、感想会をして、なぜあの補充尋問をしたのか、それぞれが皆説明し合うと、それぞれが事案の見方がそこで逆に出てくるんですね。

そうすると、そこで基本的に判決合議もできたりして、その後は和解もしやすくなりますし、それが終結になって判決に移行したときも、左陪席が多分判決が書きやすくなるということで、最初は全員1回は聞くというのをつくったのですが、意外といいイメージだとは思っています。

【講師】

進行中にどの程度、記録を読み込んで合議に参加するかというのは、右陪席の経験年数等各部の実情によって違いも出てくるんでしょうけれども、少なくとも何か争点整理段階から巻き込み、参加してもらう機会をつくって、その中で右に意見を言わせて、自分の存在意義なり、合議に参加してよかったなというようなことを感じさせる。その中で事案や進行段階によってメリハリをつけて、これはもうちょっと関与してという形で意欲を持てるような感じで合議をやっていくということができれば、右の関与も自主的に深まっていくのかもしれないね。

右陪席主任事件の活用というのも、お話に出ていたんですけども、これはどんなふうにされていますでしょうか。何人かに実例をご紹介いただけたらと。

(研究員)

当初、右陪席の単独から合議にしたものについて、右陪席と左陪席の受命ということにしておりましてけれども、その中でも判決が重いかなというものとかで、右陪席主任にしました。あとはまたちょっと手のあいたほうの右陪席には、部の活性化もあるしねということで、何となくそういう雰囲気からつくって、右陪席の主任をやってもらっている事件もあります。

【講師】

その単独でやっていたのが合議になって、右陪席主任をやって、右陪席は何かよかったなと思いますか。その辺、どんなことを右は感じるのでしょうか。

(研究員)

右陪席主任の事件なのですが、基本的には私と右陪席の受命ということでやらせていただいて、弁論準備手続期日等には私のほうが入って、主宰のほうは私がしたり右陪席がしたりしてやっていただいています。それで、期日メモのほうは基本的にはつくらなくていいということをおっしゃって、口頭で進行を教えてくださいということをおっしゃっていただけますけれども、簡単な当日何をやるかのメモはいただいています。なぜ合議事件にしたかといいますと、やはり証人を絞り込むであるとか、和解のときの争点整理を私のほうでアイデアを出してやるか、そういったところでやらせていただいていますので、争点整理が非常にうまくまとまったというようなことで、よかったというふうに言われたこともあります。

【講師】

私の経験でも、部総括をやっていたときに、地方から来られていきなり大庁で単独を持つと、弁護士からいろいろと主張を出されて争点整理が難航することがありますよね。そういった中で、幾つか合議に移してやる。そしてやっぱり右陪席と一緒に争点整理をやる。ちゃんと合議をして、部総括も入って争点整理をやる。そうすると後で右陪席の感想で、争点整理はここまでやっていいんだという感想を持たれたようです。そういったやり方を感じてもらうには、やっぱり右陪席の単独を吸い上げて、一応右陪席主任といいながらも一緒に争点整理に入って、そしてこんなふうに絞り込んでいけばいいんじゃないかとか、こんなふうに質問や釈明をしていくというようなところを見せるというのが、右にとっては役に立つのかなと思っています。

右陪席は、争点整理段階で合議はするけれども、実際にどんなふうに争点を絞り込んでいるのか見られないので、左陪席主任の事件であっても、合議体3人で争点整理をやっていたこともあります。そんなのが結構、右陪席にとっては役に立つ面もあるかなと思います。

6 単独事件における審理運営改善や判断の質の確保に向けた部内での意見交換等

- (1) 上記のような意見交換の実情はどのようなものか。
- (2) (1)のような意見交換の目的をどのようにとらえているか。

【議長】

それでは、今度は意見交換項目の6番の単独のままどうやって意見交換をするのか、これが運営の工夫の問題とか判断、事件の内容についての相談もあるだろうと思うんですけども、このいわゆる擬似合議と言われているものについても、各庁の取組の工夫を少しご紹介いただきたいと思います。

(研究員)

擬似合議、右陪席が持っている単独事件を、そのままに合議と同じ効能を果たそうということですけども、これは基本的に右陪席のためという趣旨なものですから、まず各部の右陪席を取りまとめ役にしまして、その人が基本的には主催をするという形をとります。定期的に行いますので、この9月に予定されていますけれども、日を決めて、それまでに各係1件以上やろうということです。問題提起でもよいし、聞きたいことでもよいし、こんな工夫をしましたが、これはほかでも使えるでしょうみたいなことでもよいという形で行っています。

実際にどの程度ペーパーを準備するのか、それぞれの報告する人に任せられる形で行って、なるべく多くのものを拾ってほしいという形で行うのを基本に、定期に開催しています。

随時の合議も当然、相談も受けているのですが、やってよかったという感想が出ているのは、やっぱり定期に決めてやるという目で見ると、やはり行ってみようというモチベーションにつながるということなので、随時だとしても言いやすいものを言う、言いにくいものはどうしても言わないみたいな傾向が出るので、やはり定期的にやることに意義があるかなということで、これは定期に二、三か月に1回、開催しようという形で進めております。時間は、合議の証拠調べが空いた時間というのを使っているものですから、午後、大体二、三時間という形で行っています。

(研究員)

昼食勉強会というのを2週間に1回ぐらいやっております、そのときに単独事件で問題となるものを勉強するというのを始めたのですけれども、そのときに若干のメモをつくって、こういった問題点があるということを部の中で話し合ったんですね。

それから、これは合議に準ずるという意味で、事件の記録を読んで、それで担当事件の相談

をするというほうが効果があるだろうということで、事件を限って実施しています。これは勉強会とは別の機会に難しくて相談したいというものについては、それをやろうということでおります。

この場合は、中心的な書面を読んでという程度のことしかできてはいないんですけれども、それはやらせていただいています、単独のまま進めて、終局段階で場合によったら合議事件でとろうかという話はしているところです。

(研究員)

自分が担当していない事件について内容面にどこまで関わるかについては、まだ判断がつかねているところです。事の起こりは、とある人が判決を持ってきまして、部長、これどう思いますかと言ったところから始まったんですけれども。

(研究員)

私は判決を見てくれと言われたことはないんですけれども、仮にそういうことがあったり、あと中身の話はいろいろ相談があることがありまして、それは積極的に意見は言うようにしていますし、もう一人の右陪席の人からも意見を出してもらうように巻き込むようにはしているんです。さっきもちょっと言いましたけれども、最後に決めるのは自分なので、その判断の材料としていろんな意見を言って、それを決める人が吟味した上で、最終結論を出せばいいので、どんどんいろんなことを言うように、言いやすいような形をつくるために、まず自分が相談して、ああ、部長もこんな相談をするんだという感じで、じゃ自分もいろいろ迷ったときに相談してみようと言えるようなふうにしたいと思いつつやっています。

(研究員)

交通事故の非典型的な過失を問題にする事件なんかは、いきなり事故の図面をみんなに見せまして、これはどう考えますかというようなことを急にやったりするわけです。

あと、過払いの話ですと、レ号事件で問題になる論点が単独で出てきているというようなこともあったりして、それで部内で合議しましょうということもあります。結局その部に来た事件であるわけですから、協議することに何のためらいも持たなくていいのではないかというふうに私は思っております。

(研究員)

右陪席の人からの判決言渡し日の前日に、どうも悩んで再開したらいいか、それともこのままいっていいかというところで、意見を聞かれたことがありますので、あくまでやっぱり参考意見としてこういうふうを考えられるというようなことを述べたことがあります。

(研究員)

今の当庁では、右陪席の方がもう経験が非常に豊富で、もう裁判長に近い方なものですから、見てくれなんていうことはないんですが、以前、支部で代理裁判長をしていたときに、それまで左だった方が、ある日特例がついて右になって、初めて単独事件の判決を書くということになったときに、非常にやっぱり心配ですとおっしゃっているので、しばらく見てもいいですから、もう早目に出してくださいと、感想めいたことしか申し上げられないですよということを言って、でもそうしていただければ大変助かりますと言っていた経験はあります。

ただ、やはり記録まできちんと見ているわけじゃないですし、そこまで重い感じで見えていたということにはならなかったかなという感じです。

(研究員)

私も陪席のときに判決を部長に見てもらったことがあります。それは中身を見てもらうわけじゃなくて、今発言された方のように、ざっと見てという感じでおかしなところがあればということだったのですが、それだけでも随分役に立ったという思い出があります。

(研究員)

私は判決を見せてもらうということにはなかったんですけども、相談はよく受けますので、その際には、その事案から、自分のほうでポイントだなと思う間接事実的なところについては、争点がどうなっているのか、証拠はどうなっているのかということはお尋ねして、それにお答えになられれば、そこは全部クリアした上での判断なんですけれども、いや、その点は何も載っていなかったというようなことでは、お役に立てる部分があるのかなということだと思います。

(研究員)

内容面についても議論することで抵抗なくみんなでやっています。うちは非訟部であるというのがあるんですけども、人の意見に左右されるような輩はいないみたいな感じがあるというのを前提としてあるので、もし本当に影響を受ける傾向のある方だったら注意が要るのかもしれないませんが、基本の進め方として記録は見ないという形で、今ほどの方が言われたように、この案件だとしたらこれはどうなっているのという質問は、ほかの方から出るんですよ。つまり自己検証のプロセスを他己検証みたいな感じになるものですから、その切り口で言っている限り、内容面についての主体性は当然決定者にあるということなんです。

判決を見せられたことはありませんが、仮に見るとしたら、あなたの心証だとこの理由の書き方としてできていますかみたいな、あるいはこう書いてありますけれども、これはどうなっ

ていますかという、いわゆる書き方のプロセスで説明ができるので、そこは自主決定とアドバイスの両立は可能かなという形で、いろんな形で工夫して、切り口をなるべく多く与えるような形で擬似合議の効果はあるかなというふうに運営しております。

【講師】

もたれかかりみたいになってしまったら、これも裁判官としてやっぱり大変なことだと思いますね。今の自己決定と両立するアドバイスというやり方は大事にしておかないといけないでしょう。ただ、できるだけ判断の材料を多くして、その上で最終的に自分で意思決定したいということは、それが裁判の独立を害するというにはならないんだろうとは思いますが。

ただ、そういった議論の中で、新たな視点などが出てきたら、やっぱりそれは訴訟過程で当事者にも指摘をして、その主張立証を促して、ちゃんとその判決の中へ取り込めるようにしておくということは必要なのかもしれません。

(研究員)

やっていることは私も同じことをしているのですが、ただ、証拠は見ませんよと、証拠の評価はしませんよと。検証過程というか、大前提のところと本来裁判官として押さえておかなければいけないところは言いますよとなるのですが、私が一番問題にしたいのは、そういうことを行うことの透明性についてどう説明するかを今考えているんですが、ちょっとうまく結論が出ていません。

## 7 庁全体としての継続的な取組について

- (1) 部の機能の活性化について、庁全体での取組の実施状況はどうか。
- (2) (1)の取組が進まないとする、どのような事情が原因として存在するか。

【講師】

最後に、庁としての取組というところでどうでしょうか。

(研究員)

プラクティスということになると、裁判所と、それから、訴訟の担い手の弁護士ですね。そこでの認識の共有化がプラクティスを考えていく上では重要になってくると思います。1か部しかないところだと、問題は比較的簡単なのかもしれませんが、複数あるときに、弁護士会のほうからよく言われるのが、部によって扱いがいろいろ違うという点です。

裁判官は、それぞれ自分がいいと思うところに従ってやるというところは、もちろん大事なんですけども、ただ、いろんな運用をお互いに出して、その上でいいものを取り入れていこうということからすると、おのずと複数の部のあるところについては、そのプラクティスの共

有化できる、いい意味で共有化できる部分ということに向けての努力が必要なんじゃないか。そのためいろんな工夫が、恐らく複数部持っていらっしやるところはやられていると思うんですけども、いい知恵があれば教えていただきたいなと思います。

ちなみに当庁は、いろんな協議会があるたびに各部から情報を収集しております。協議問題の対象としているようなところをほかの部がどういうふうに行っているかということをお互いに知る機会になりますので、他の部の運用から間接的に学び取って、そしてさらに各部横断の委員会なんかも設けておまして、そこで当庁としてのプラクティスをどういうふうに行っていくか検討する取組にはなっています。

さらには弁護士会との協議についても、部総括だけでもう70数回に及ぶものを行っております。右陪席も入れればもう50回ぐらい行っています。そういったところを踏まえて、何らかの共通認識と思われるようなところを内部でも議論しながら一定の成果物をまとめようというところで今行っているところでございます。

(研究員)

どちらかという対弁護士会というよりは、まだ内向きのところなんですけど、今年度はちょっと小委員会を6ばかり作りまして、例えば民事のプラクティスですとか、この合議の充実といったようなテーマで、その4つの部会に部ごとに入るのではなくて、各自好きなテーマのところに手を挙げて入るという形で小委員会を立ち上げて、今一応協議を進めているところで

です。アンケートなども実施する予定もありますので、今までは自分の部のことしか知らなかったことが、その小委員会を通じてほかの部のやり方ですとか、ほかの右陪席のやり方を知る機会が非常に増えてきて、今後どういう結果になるかわかりませんが、そういう中でいろんなスキルも共有化できるようになってきております。将来的には何かまとめられればということをご想定はしております。

(研究員)

当庁では小冊子をつくったわけですけども、これは結局フォローアップを実施することによって、どの程度その指針が各部で浸透しているのか、改善すべき点はどうかということアンケートと座談会を実施してみんなで問題意識を忘れないように行うことを昨年度行いました。

プラクティスに関する小冊子が平成23年度にできているんですけども、今年度は3年ほどたっていますので、改めてフォローアップを実施するというところで、再び当時と同じような

アンケートと、それにつけ加えたその後の問題点を組み入れたアンケート、それらを一体のものとして実施している最中です。

それで、それをまた裁判所内部だけのものに終わらせてしまっただけではもったいないということで、表現は変わりますけれども、弁護士会のほうにも協力を願って、アンケートを実施して、裁判所から見た審理充実プラクティスの流れと、弁護士会から見た裁判所の審理充実のプラクティスの問題のギャップ、改定すべき点を探っていこうと、そういうようなものを踏まえて弁護士会とパネルディスカッションを実施しようという方向に今流れています。

いずれにしても、やはり成果物をまとめると、こういうことで動いています。

(研究員)

やはり一度まとまった小冊子だとかマニュアルといいますか、指針をつくりますと、それで満足してしまっただけで、それが今後どういうふうにも実務に根づいているのか忘れがちなんです。ですから、一度つくったものでも何年かに一度ぐらいずつフォローアップをして、当時の状況と現在の状況のずれだとか、そういった反省点も含めて見直していくということが、部全体の共有化という意味で、取組状況の共通認識という意味で重要だろうというふうに思っております。ということで基本的にはやっつけようという考え方で今みんなで協議しているところです。

(研究員)

当庁では、プラクティスに関する委員会というのが複数に分かれて、いろんな成果を出しております。それについては、今法律雑誌に逐次公開しているようなところです。それ以外に、当庁では、裁判をするについて有益な情報を裁判官が誰もがアクセスできる情報を集積したものと、委員会の成果ですとか、そのほかの各委員会の報告書、有益と考えられるものを共有・継承するようにしました。

その中では、長期未済になりがちな類型を18ほど抽出いたしまして、それについての審理の工夫例ですとか、必要な文献、考え方等について、どういう解決があるのか、文献があるのかというようなところを電子データで作成していただいて、どの裁判官でもアクセスできるようになっております。

それとともに、審理の工夫例ですね。どのような工夫をしたかということの体験談を書き込みができるようになっておりまして、これを集積したデータにもアクセスできるような取組をしているところでございます。

(研究員)

当庁の例ですけれども、民事部と弁護士会との間では年2回協議会がありまして、その都度、

テーマの設定につきましても、また決めたテーマについて裁判所側から言うことにつきましても、裁判官全員に対するアンケートを実施しております。

また、右陪席クラスと弁護士会との協議会というのも最近立ち上げたところでございます。個々の成果は別にしまして、思うところを申しますと、うまくいくケースというのは、問題を絞って意見交換することではないかと思えます。例えば今年の春やったものと、訴状の見落とし事項のチェックリストみたいなもの、問題が多かったものをつくって弁護士会に配りましたものが大変好評です。抽象的な話に終わってしまうことがないように注意することが必要であると思っています。

#### 【講師】

今日は本当に長時間ご意見をいただきまして、ありがとうございました。

時間になったので、これで意見交換会を終わらせていただきたいと思います。

本当に率直なご意見をいただきまして、私自身も大分勉強になりました。私も東京地裁で3年間部総括をした経過がありますけれども、自分の部総括時代を振り返ってみると、本日ここで議論されたことの半分でもやれたかという、内心じくじたる思いもあります。ただもう一度地裁の部総括をやらせていただいたら、今度はこうしたいというふうに思ってきたところがあります。

部総括の間は大変かもしれませんけれども、離れて見ると地裁の部総括というのは、裁判官人生の中で華であったなという実感を持っているところでございます。部総括を2度やった先輩を私は知っているんですけども、その先輩に対して当時の代行が、君は2度目の部総括のときは随分よくなったと、1度目は事件処理だけだったけれども、2度目は周囲にも貢献したというふうに当時言われておったのを聞いて、私はこの言葉の意味がよくわからなかったんですけども、今となって考えてみると、もう少し高次に視点をおいて、みずから仕事をする環境を整えることにも貢献せよという趣旨に理解しています。

そういう意味では、陪席に対してもより高い視点、目を見開かせていただいて、プロフェッションとしての成長を支援していただきたいなというふうに思います。

部というのは、よく思うんですけども、画家なんかの工房にも似ているなど感じることもあるわけです。工房に属している弟子の描いた絵や版画というのは、直ちにどこの工房かというのがわかるほど師匠の作風が色濃く刻印されているだろうと思います。私自身何人かの陪席に実際に接してみて、陪席の審理の仕方や判決についても似たようなところはあるなというふうに感じていたところであります。

その意味では、現在の部のあり方というのが、今後何年後の民事部のあり方を規定するといっても過言ではないというふうに思っています。皆さん、将来の裁判所を作っているという意味でも、大変重要な役割を担っておられると思います。特に今回の部の機能の活性化というのは、民事部の新しい組織文化をつくっていきこうという取組でもあると思いますので、どうかお体に気をつけて頑張ってくださいなと思います。どうか、この取組を継続していただいて、民事部の活性化に貢献していただければと思います。

今日は本当にどうも、長時間ありがとうございました。

平成26年度特別研究会  
(第1回, 民事事件処理の充実)

講演及び意見交換「民事部の機能の活性化と部総括の在り方」  
レジュメ

平成26年11月  
司法研修所

司法研修所では, 平成26年度特別研究会(第1回, 民事事件処理の充実)を平成26年7月14日及び同月15日に実施した。

本資料は, 平成26年7月14日に行われた前橋地方裁判所長(前最高裁判所事務総局民事局長)永野厚郎氏による講演及び意見交換「民事部の機能の活性化と部総括の在り方」におけるレジュメである。

(平成26・7・14)

平成26年度特別研究会（第1回、民事事件処理の充実 講演及び意見交換「民事部の機能の活性化と部総括の在り方」）

「民事裁判の課題、部の機能の活性化及び部総括の役割」

最高裁民事局 永野厚郎

1 はじめに

2 民事裁判の課題について

長官所長会同や裁判官協議会等における議論の状況

(1) 継続的な訴訟の運営改善について

裁判所側の事情として、民訴法施行から10年以上が経過し、裁判の担い手が世代交代し、また、過払金の大量処理を経験し、適時・適切な釈明権の行使と心証開示により計画的に間接事実レベルまで踏み込んで争点整理を行う基本的な技法が若手裁判官に承継されておらず、また、全体的に緩みが生じてきているのではないかと。弁護士側の事情としても、依頼者に対するコントロールの低下、事案の実態を踏まえない表面的な訴訟活動、基本的知識・経験不足の若手弁護士の増加などの問題が生じているのではないかと。

現在の問題状況は、個々人の審理運営における工夫のレベルを超えて、まずは、部内において若手裁判官に技法を継承し、審理運営上の工夫を共有するとともに、さらに、庁全体として新しい状況に対応する方策を協議・実践・検証し、弁護士会も巻き込んでプラクティスに高めていくという組織的に取り組むべき段階に来ているように思われるが、個人レベルを超えた運用改善の動きが生じないのは、どのあたりに原因があるのか。

意見交換項目1(1), 2

(2) 複雑困難事件における判断の質の向上について

①専門的知見を要する訴訟、②波及効に配慮すべき訴訟、③政策形成訴訟に分けて、判断の質を高めるための審理運営上の留意点を協議

判断の質の問題は直接把握することができないが、波及効のある事案が単独のまま処理され、あるいは判断に必要な専門的知見や社会的知見を訴訟過程に反映させようという試みは必ずしも活発ではないように見える。この課題についてもどの程度深刻なものとして受け止められているのか。

意見交換項目1(2), 2

### 3 裁判官の自己改革を阻んでいるものについて

#### (1) 心理的要因

裁判所全体として課題への対応に動き出せるかどうかは、ひとえに個々の裁判官の自己改革にかかっている問題であるようにも思われるが、裁判官の自己変革を阻んでいる心的な要因は何か。意見交換の前提としてのデフォルメした仮説。

- ① 事件処理の量(件数)への関心の傾斜とこれと結び付いた係単位での仕事の発想の固定化？
- ② 係単位の仕事の発想と結び付いた裁判官の独立への過度の配慮や行き過ぎたマイコート主義？
- ③ 判断は当事者限り・事件限りであるという発想？

「民事訴訟は個別紛争解決手続であり、判決の効力も当該事件・当事者に限られる。判決に波及効果があるとしても、それは判決に内在する制度的効力ではなく、第三者がそれに基づいて行動することによってもたらされる事実的効力に過ぎないから、裁判官は、波及効の存在や程度などを過度に考慮する必要はなく、このような事情を重視して審理・判断することは、本来の司法制度の役割をはみ出すことになる。」という考え方

波及効に配慮するあまりポピュリズムに流れてはならないというのは、そのとおりではあるが、ここで問題とされているのは個別紛争解決のための論理の社会的通用性という意味での説得性の問題であり、この点を区別せずに、所詮は当事者の個別紛争を解決するに過ぎないのであるから、結論が間違っていなければそれで良いという形で安易に流れてはいないか。

波及効といっても結局は把握不能であるという不可知性に安住してはいないか (cf. Tarasoff 判決の影響についての実態調査)。

複雑な社会システムに 1 回限りの介入を行うことにもっと畏れを持つべきではないか (cf. Dietrich Dorner のコンピュータ・シュミレーション実験)。

#### (2) 自己変革が生じにくい環境について

- ① 自己変革への圧力が乏しい環境。
  - 強い現状維持バイアス
  - 法律家の技能は耐久財
- ② 自己を相対化し客観視する機会の欠如

同僚からの批判にさらされる機会の少ないプロフェッション  
刑事部における実際の記録を材料にした意見交換

意見交換項目 2

4 「部の機能の活性化」と裁判官の意識改革について

経験や年代の異なる裁判官が「部」という場で共に事件処理を行っていることの意味を見つめ直し、「部」が本来有する機能を活性化させることが、上記のような裁判官の自己改革を阻んでいる要因を打ち破るのに有効であり、このような活動を通して民事裁判の二つの課題に対する取組を進展させることができるのではないかと。

表面的には異論がないように見えても、実際にこれを進めて行くとなると、これまでの仕事のやり方や発想を大きく変える面もあるが、このような点について本質的な理解が得られているのか。

意見交換項目 3

5 合議の活用について

部の機能活性化の出発点は、部内の事件の係属状況の共有化と合議と単独の適切な振り分け（資料 1）。その工夫や隘路、克服策は？

意見交換項目 4

6 合議の充実について

合議の充実が部の機能の活性化の中核。しかし、右陪席の合議への関与には相当なバラつきがある（資料 2）。その要因として、

①どのような事件でどのような手続段階で右陪席がどのように関与すべきかについて共通認識の欠如、②合議の充実の必要性に対する部総括の姿勢、③争点整理段階で実質的な関与の前提となる計画的な審理が行われているか、④右陪席にとって関与に意義のある合議が行われているかなど。

裁判所全体で、庁の規模、事件の種類、手続段階に応じたメリハリのある右陪席の関与の在り方及びそのような関与のために部総括として考慮すべき要素について、具体的なイメージ等を形成し、共有していくことが必要ではないか。その前提となる問題意識や実情、工夫など

意見交換項目 5

7 単独事件についての部内の協議について

合議の容量には限界があることから、単独事件についての部内の意見交換は部の機能の活性化の重要な一翼。民事裁判の二つの課題との関係で効果的な実施方法の実情と工夫

意見交換項目 6

8 庁としての継続的な運用改善の取組について

「部の機能の活性化」の最終目標は、部における取組が庁レベルの取組となり、工夫の共有、実践、検証、改善の継続的なメカニズムとして定着し、必要に応じて弁護士

会等も巻き込んだプラクティスとして定着すること。その実情と工夫 意見交換項目7

## 9 民事事件処理の全体戦略について

司法資源の適正な配分という観点から、裁判所に提起される事件が相応しい手続によって解決されるように、地裁と簡裁の連携と役割分担の態勢を整えておくことが必要（資料3）。

### ① 簡裁民事訴訟の課題

### ② 簡裁民事調停の課題

地裁と簡裁の事件処理は現状においても相互に影響を及ぼし合っている（①簡裁合議事件が増加傾向にあり、地裁の合議事件の半分を占めている。②簡裁事件が複雑化しており、裁量移送事件が増加傾向にあるが、移送の基準や移送時期にはバラつきがある。③地裁と簡裁に競合する事件類型（例えば、過払金返還事件、労働事件、請求額が140万円を超える調停事件）中、簡裁で処理されているものが相当の割合を占めている。資料4）。そうすると、地裁と簡裁のそれぞれの課題に対応していく上においても、また将来における事件増に備える上においても、地裁・簡裁全体としての紛争解決機能を高める観点から、地裁と簡裁の連携と役割分担を図ることが重要。このような観点から、①地裁と簡裁の適切な手続選択を確保するための窓口対応や外部機関への働きかけ、②適切な裁量移送を確保するための環境整備、③簡裁の事件処理に対する地裁からの支援（地裁簡裁の協議会・意見交換会、相談担当裁判官など）などの取組を実施。

## 10 民事裁判の課題、部の機能の活性化と部総括の役割

平成26年度特別研究会  
(第1回, 民事事件処理の充実)

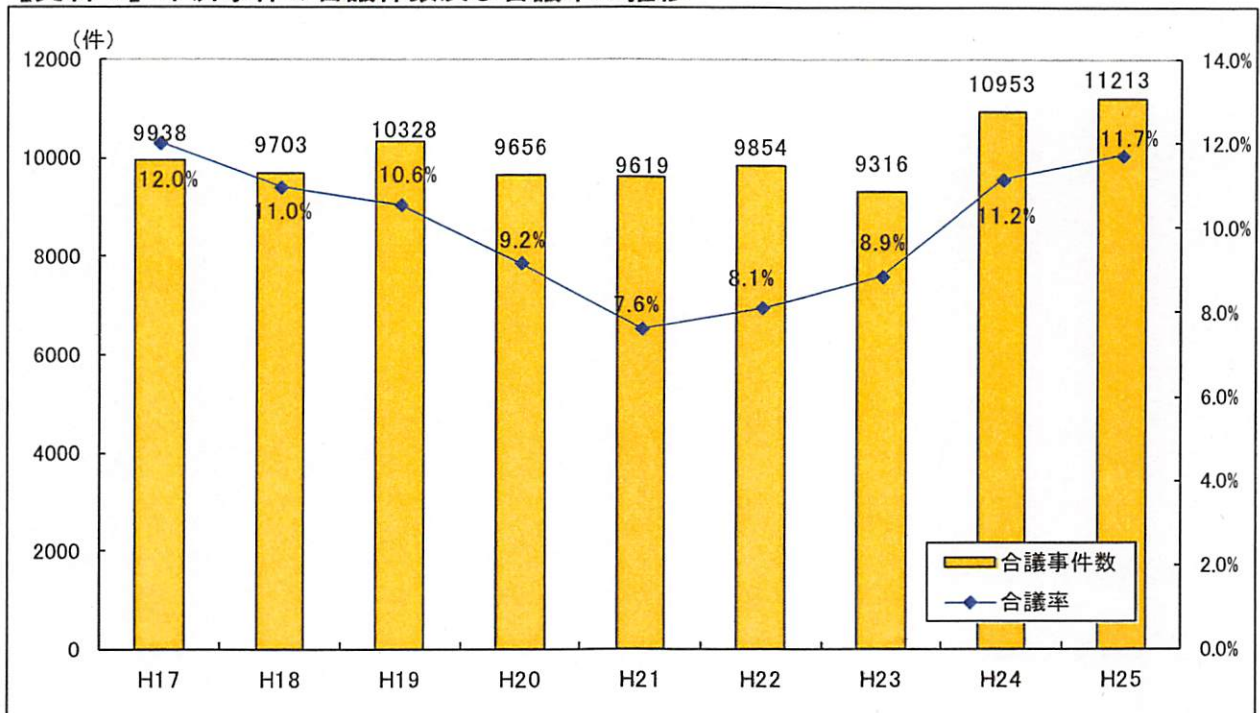
講演及び意見交換「民事部の機能の活性化と部総括の在り方」  
資料

平成26年11月  
司法研修所

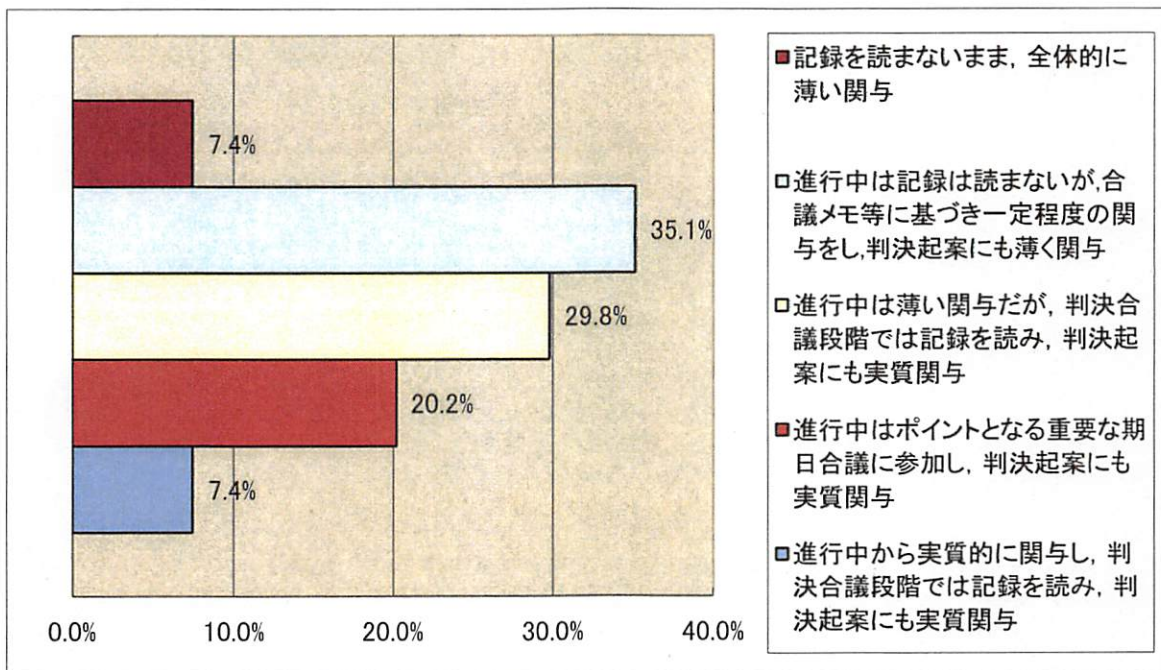
司法研修所では, 平成26年度特別研究会(第1回, 民事事件処理の充実)を平成26年7月14日及び同月15日に実施した。

本資料は, 平成26年7月14日に行われた前橋地方裁判所長(前最高裁判所事務総局民事局長)永野厚郎氏による講演及び意見交換「民事部の機能の活性化と部総括の在り方」における資料である。

【資料1】未済事件の合議件数及び合議率の推移



【資料2 合議事件における右陪席の関与 (アンケート結果)



(注)このアンケートは平成25年度民事訴訟担当裁判官協議会に先立って行ったものである。

### 1. 民事裁判をめぐる環境変化

#### 社会現象

- 社会経済の高度化
- 国民の権利意識の高揚
- 法曹人口の増大

#### 訴訟への影響

- 民事紛争の複雑困難化
- 将来の事件増の可能性
- 代理人の訴訟活動の変化

### 2. 民事訴訟の現状と課題

#### 地方裁判所

複雑困難訴訟  
への対応  
(判断の質の確保)

審理運営改善  
の必要性  
(訴訟の担い手の  
変化への対応)

#### 部の機能の活性化

- 部全体での事件処理(量から質への転換)
- 審理運営の共有と改善・裁判官の意識改革  
(マイコート主義, 裁判独立への過度の配慮の見直し等)
- 陪席裁判官の指導・育成
- 弁護士会等への組織対応

#### 簡易裁判所

弁護士代理訴訟  
への対応  
(交通損害賠償訴訟の  
急増)

民事調停  
の機能強化  
(事件増に備えた  
紛争解決の受け皿)

#### 簡裁の機能強化

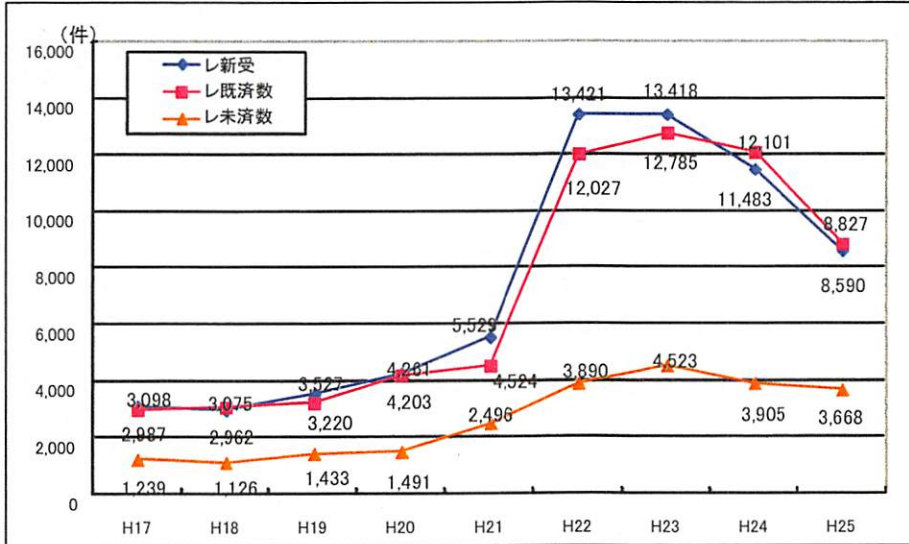
- 庁としての事件処理  
(運用モデルの確立・定着)
- 簡裁判事の執務のあり方の見直し  
(独立独歩からの脱却)
- 弁護士会への組織対応

#### 連携・役割分担 (全体最適化)

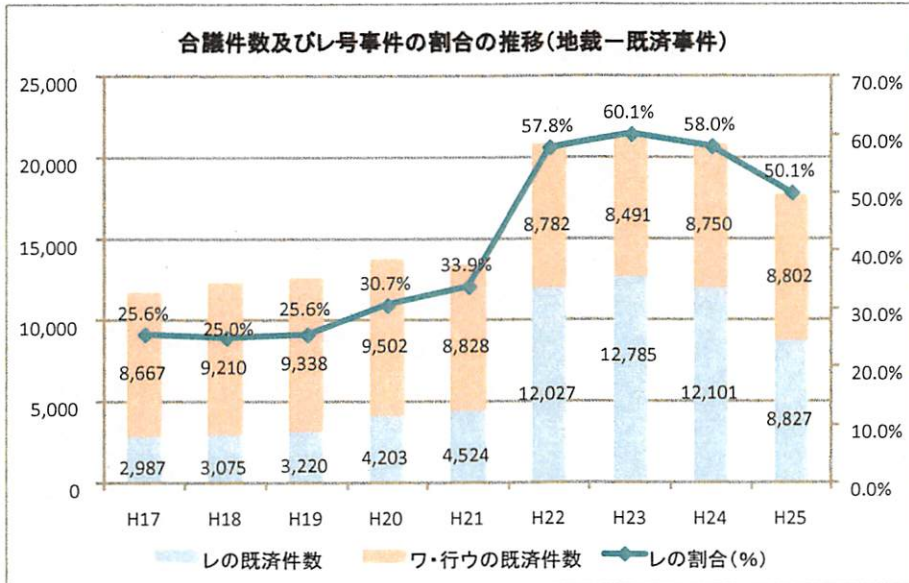
- 外部機関等への組織対応
- 裁量移送基準等の環境整備
- 協議会等地裁からの支援

【資料4】地裁と簡裁の連携・役割分担

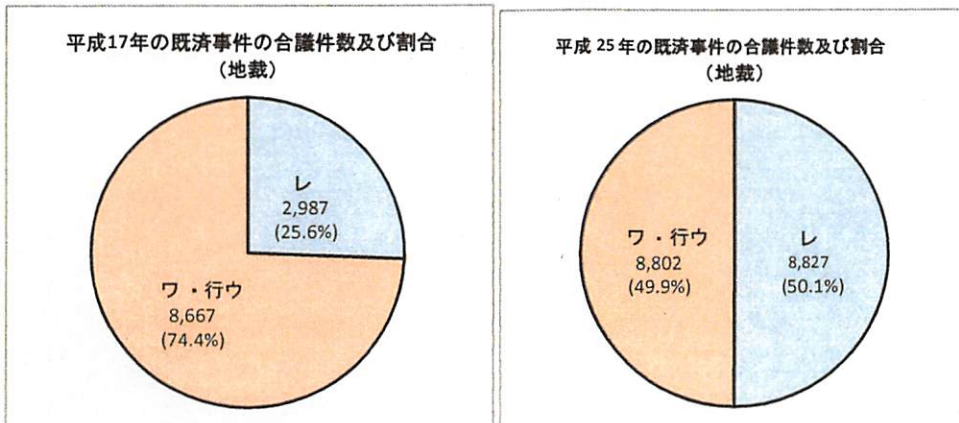
【図1】簡裁控訴（レ号事件）の新受件数等



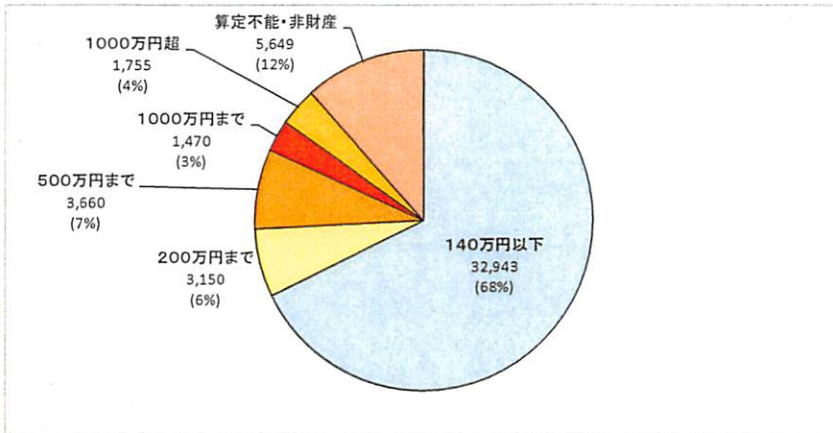
【図2-1】地裁の合議事件の件数およびレ号事件の割合の推移（既済事件）



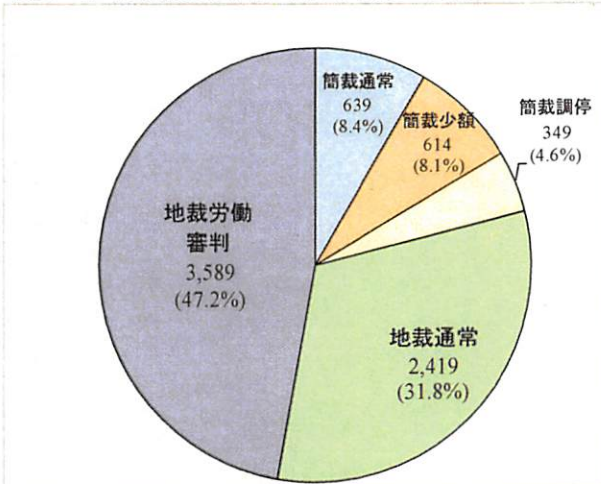
【図2-2】平成17年及び平成25年の合議事件の件数及びレ号事件の割合（既済事件）



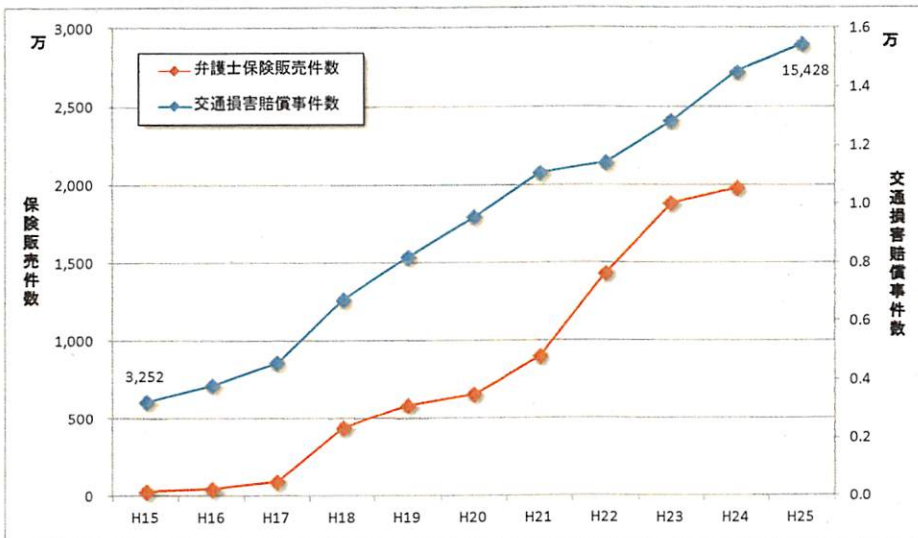
【図3】簡裁民事調停事件の訴額別割合（平成24年，既済事件）



【図4】労働関係事件の分布状況（平成24年，既済事件数）\*1\*2



【図5】簡裁交通損害賠償訴訟の新受件数及び弁護士保険販売件数\*3



\*1簡裁の数値（通常・少額訴訟及び調停）は本庁併置簡裁の件数，地裁の数値（通常訴訟及び労働審判）は地裁本庁の件数である。また，いずれの手續についても，金銭目的及び金銭以外目的の労働関係事件を合算した件数を示している。なお，労働審判は，本庁のほか，立川支部及び小倉支部において扱われている（上記図では，本庁のみの数値）。

\*2「簡裁通常訴訟」には，少額訴訟から通常移行した事件を含まない。なお，少額訴訟から通常訴訟に移行した労働関係事件の件数は132件（平成24年）である。

\*3「弁護士保険販売件数」は弁護士白書（2013年版）による。